第7期佐野市障がい者福祉計画第3期佐野市障がい児福祉計画

令和6(2024)年度~令和8(2026)年度



令和6(2024)年3月 栃木県佐野市



表紙絵 佐野市立天明小学校 滝沢愛海 様



はじめに

本市はこれまで、障がい者施策を総合的に推進するための計画として、令和3年3月に策定した「第6期佐野市障がい者福祉計画・第2期佐野市障がい児福祉計画」に基づき、各種施策の充実を図ってまいりました。

近年、障がい者の重度化・高齢化や医療的ケア児の増加などを背景に、生活環境は以前にも増して多様化・複雑化しており、高度かつ多岐にわたる支援が求められています。

このような障がい者を取り巻く状況を踏まえ、 環境の変化や多様なニーズに対応した支援を提供



できるよう、前計画の取組実績や従来の重要施策を継承しつつ、新たな地域課題にも 配慮しながら、各支援策を盛り込んだ「第7期佐野市障がい者福祉計画・第3期佐野 市障がい児福祉計画」を策定しました。

本計画は、関係法令に基づく「障がい者計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を一体で策定し、「障がい者計画」では4つの基本目標から施策事業、具体的な取組事例へと支援体制を体系化し、障がい者支援に関する事業の推進を図ってまいります。一方、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」では、7つの成果目標と各種サービスの利用見込量や、その確保の方策を定め、支援の提供体制の確保を図ってまいります。

今後は、この計画に盛り込まれた取組を庁内はもとより、福祉関係団体や関係機関等と連携するとともに、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら推進してまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心なご協議と貴重なご意見をいただきました、 佐野市障がい者福祉計画等策定懇談会の委員をはじめ、実態調査やアンケート調査に ご協力いただいた関係団体並びに関係者の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和6年3月

佐野市長 金 子 裕















目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置付け	4
(1) 計画の根拠	
(2) 計画の期間	
3. SDGs (Sustainable Development Goals) の推進	5
4. 計画の構成	6
5. 計画の策定体制及び方法	
第2章 障がい児・者を取り巻く状況	
1. 佐野市の障がい児・者の状況	11
(1) 身体障がい児・者の状況	11
(2) 知的障がい児・者の状況	
(3) 精神障がい児・者の状況	
(4) 障がい児・者施設の状況	17
(5) 障がい支援区分の認定状況	
2. 前期「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の進捗状況(実績)	
(1) 施設入所者の地域生活への移行(成果目標①)	19
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 (成果目標②)	20
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実(成果目標③)	
(4) 福祉施設から一般就労への移行等(成果目標④)	
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等(成果目標⑤)	21
(6) 相談支援体制の充実・強化等(成果目標⑥)	22
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る 体制の構築(成果目標⑦)	22
(8) 障がい福祉サービス・相談支援の見込量と実績	
(9) 障がい児支援の見込量と実績	
(11) 地域生活支援事業の見込量と実績	28
3. 障がい児・者を対象とした実態調査結果の概要	34
(1) 調査の目的	34
(2) 調査の概要	34
(3) 実態調査結果のまとめ	35



4.障がい者関係団体・ボランティア団体への	
アンケート調査結果の概要	42
(1) 調査の目的	42
(2) 調査の概要	
(3) アンケート調査結果のまとめ	43
5. 第7期佐野市障がい者福祉計画・第3期佐野市障がい児福祉計画	
策定に向けた提言	46
6. 計画策定に向けての地域課題	48
(1) 地域で支え合うまちづくりの推進	
(2) 日常生活支援	
(3) 社会参加を促進する支援(4) 障がい児・家族支援	
(4) 障がい元・家族文版	31
第3章 計画の基本的な考え方	
1. 計画の策定方針	55
(1) 計画で定める内容	
(2) 上位計画における障がい者施策の位置付け	
2.「障がい者計画」の概要	56
(1) 障がい者計画の基本理念	
(2) 基本目標	
(3) 障がい者計画の体系	59
3.「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の概要	60
第4章 障がい者計画	
施策の展開	
基本目標① 地域で支え合うまちづくりの推進	63
施策(1) 障がい・障がい者に対する正しい理解と権利擁護の推進	
施策(2) 安全・安心なまちづくり施策(3) 地域福祉活動・ボランティア活動の支援	
施泉(3) 地域価値活動・ホラフティア活動の支援	
基本目標② 日常生活支援	
施策(1) サービスの利用支援と質の更なる向上	
施衆(1) 7 ころの利用文版と真の更なる内土 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	



基本目標③ 社会参加を促進する支援73
施策(1) 雇用・労働施策と連携した総合的な支援73
施策(2) 教育・学習に関する多様な支援
施策(3) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進75
基本目標④ 障がい児・家族支援76
施策(1) 療育・保育・教育の質の充実76
施策(2) 発達障がい児支援の充実77
施策(3) 家族支援の充実77
第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画
1. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画で定める事項81
2. 令和8年度を最終年度とする目標の設定(成果目標)82
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行(成果目標①)82
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
(成果目標②)83
(3) 地域生活支援の充実(成果目標③)84
(4) 福祉施設から一般就労への移行等(成果目標④)85
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等(成果目標⑤)87 (6) 相談支援体制の充実・強化等(成果目標⑥)88
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための
取組に係る体制の構築(成果目標⑦)90
3. 訪問系サービスの見込量と確保の方策91
4. 日中活動系サービスの見込量と確保の方策93
5. 居住系サービスの見込量と確保の方策107
6. 相談支援の見込量と確保の方策110
7. 障がい児通所支援の見込量と確保の方策111
8. 障がい児相談支援の見込量と確保の方策115



9.	地域生活支援事業	116
((1) 理解促進研修・啓発事業の実施見込みと確保の方策	116
((2) 自発的活動支援事業の実施見込みと確保の方策	116
	(3) 相談支援事業の実施見込みと確保の方策	
	(4) 成年後見制度利用支援事業の見込量と確保の方策	
•	(5) 成年後見制度法人後見支援事業の実施見込みと確保の方策 .	
	(6) 意思疎通支援事業の見込量と確保の方策 (7) 日常生活用具給付等事業の見込量と確保の方策	
	(7) 口市土冶用呉和竹寺事未の兄込里と確保の万泉 (8) 手話奉仕員養成研修事業の見込量と確保の方策	
	(0) 予品争任兵後成別修事業の兄及重と確保の力泉 (9) 移動支援事業の見込量と確保の方策	
"	(Ⅲ) 地域活動支援センターの見込量と確保の方策	
((II) その他の事業の見込量	
第6章	章 計画の推進に向けて	
1.	計画の推進方法	127
2.	計画の推進体制	128
資 料	編	
1.	佐野市障がい者福祉計画等策定委員会設置要綱	131
2.	佐野市障がい者福祉計画等策定懇談会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3.	佐野市障がい者福祉計画等策定懇談会委員名簿	
٠.		
4.	佐野市自立支援協議会設置要綱	
5.	佐野市自立支援協議会委員名簿	
6.	計画の策定経過	140
7.	用語解説	141

本計画の用語表記について

本計画では、「害」という漢字は「妨げ、支障、災い」といった負のイメージを持つ言葉であることを考慮し、法令等に基づくものや団体名等の固有名詞を除いて、「障害」または「障害者」を、それぞれ「障がい」「障がい者」と表記しています。

また、本計画には、「Uni-Voice(ユニボイス)」という2次元コードと、コード位置を認識するための「切り欠き」を入れています。これは、視覚障がい者の方にも文字情報の提供を行うことを目的とした情報ツールで、スマートフォン用の無料アプリを使用することにより、音声で文字情報が読み上げられます。



第1章 計画の策定にあたって















第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

障がい者に対する福祉サービスは、平成18年4月の「障害者自立支援法」の施行により、3障がい(身体・知的・精神) 共通の支援体制による一元化したサービスが開始され、平成25年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、本計画において「障害者総合支援法」といいます。)」への法律名称の変更や難病患者等へのサービス利用対象者の拡大が行われるなど、これまで大きく変化してきました。

障がい者施策においても、近年「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する 法律」「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」「医療的ケア児及び その家族に対する支援に関する法律」「障害者による情報の取得及び利用並びに意 思疎通に係る施策の推進に関する法律」の施行など、法の制定による新たな施策が 打ち出されています。

本市では、これまでに「障害者福祉計画」(平成19·20年度)の策定をはじめ、 平成21年度以後、3年間を1期とする計画を順次策定してきました。

平成30年4月の児童福祉法の改正により、障がい児への支援に関する計画である「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられ、直近では、令和3年度から令和5年度までを実施期間とする「第6期障がい者福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らせる共生社会の実現をめざして、施策の推進を図ってきました。

本計画は「第7期障がい者福祉計画・第3期障がい児福祉計画」として、法令等に基づくほか、前計画の検証や課題の抽出、実態調査等によるニーズを踏まえ、今後3年間で本市が取り組むべき施策の方向を明らかにすることを目的として定めるものです。

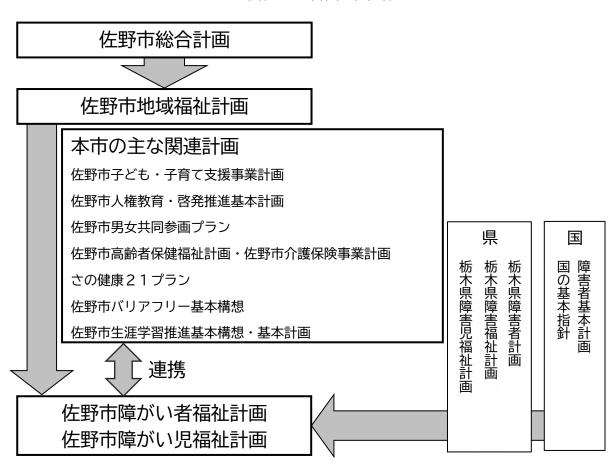


2. 計画の位置付け

(1) 計画の根拠

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」に相当する計画として定めます。策定にあたっては、「第2次佐野市総合計画」、「第4期佐野市地域福祉計画」及び関連する諸計画並びに国の「障害者基本計画(第5次)」、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下、本計画において「国の基本指針」といいます。)」及び県の「とちぎ障害者プラン21(2024~2028)」、「栃木県障害福祉計画(第7期)・栃木県障害児福祉計画(第3期)」との整合性を図りつつ、理念や施策に関する計画を「障がい者計画」、障がい福祉サービス等、障がい児通所支援等、地域生活支援事業の確保に関する計画を「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」とします。

図表1-1 計画の位置付け





(2)計画の期間

第7期佐野市障がい者福祉計画及び第3期佐野市障がい児福祉計画の期間は、 令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間とします。

令和3 令和4 令和5 令和6 令和7 令和8 年度 (2021)(2022)(2023)(2024)(2025)(2026)障がい者 第6期計画 第7期計画 福祉計画 障がい児 第2期計画 第3期計画 福祉計画

図表1-2 計画の期間

3. SDGs (Sustainable Development Goals) の推進

SDGsは、経済、社会、環境が調和した持続可能で誰ひとり取り残さない社会の実現を目指す世界共通の目標です。

佐野市障がい者福祉計画・佐野市障がい児福祉計画では、SDGsの17の目標との 関連性を示し、施策の推進を図り、SDGsの目標の達成につなげていきます。

【佐野市障がい者福祉計画・佐野市障がい児福祉計画に関連するSDGs】











4. 計画の構成

本計画では、障害者基本法に規定する市町村障害者計画を「障がい者計画」、障害者総合支援法に規定する市町村障害福祉計画を「障がい福祉計画」とし、これらをあわせて第7期佐野市障がい者福祉計画として策定し、その主な内容を第4章及び第5章に掲載します。

また、児童福祉法に規定する市町村障害児福祉計画を「障がい児福祉計画」とし、 第3期佐野市障がい児福祉計画として策定し、その主な内容を第5章に掲載しま す。

図表1-3 計画の構成

法律上の名称 (法律名)	佐野市の計画 における呼称	対 応 す る計画の区分	主な掲載箇所
市町村障害者計画 (障害者基本法)	障がい者計画	第7期佐野市	第4章
市町村障害福祉計画 (障害者総合支援法)	障がい福祉計画	障がい者福祉 計画	
市町村障害児福祉計画 (児童福祉法)	障がい児福祉計画	第3期佐野市 障がい児福祉 計画	第5章



5. 計画の策定体制及び方法

計画の策定にあたっては、「佐野市障がい者福祉計画等策定委員会」及び「佐野市障がい者福祉計画等策定懇談会」を設置し、令和4年度から令和5年度にかけて検討を進めてきました。

その中で、障がい者のニーズ把握のための実態調査、障がい者関係団体及びボランティア団体を対象とするアンケート調査、佐野市障がい者福祉計画等策定委員会及び佐野市障がい者福祉計画等策定懇談会による障がい者施策における課題や計画の骨子、計画案に関する検討を実施しました。

また、計画案については、「佐野市パブリック・コメント制度」に基づき、意見 及び情報を広く市民に募集いたしました。

• 佐野市障がい者福祉計画等策定委員会

市の関係職員により構成され、計画の素案の作成や佐野市障がい者福祉計画等策定懇談会からの計画の素案に対する意見を検討し、計画の原案を作成しました。

• 佐野市障がい者福祉計画等策定懇談会

学識経験者、障がい者関係団体の推薦を受けた者、保健、医療又は福祉に 関係する団体の推薦を受けた者、関係行政機関の職員などで構成され、佐野 市障がい者福祉計画等策定委員会が作成した計画の素案に対する意見を集約 しました。

• 実態調査及びアンケート調査の概要

実態調査は障がい児・者を対象に、ニーズ等を定量的に把握する目的で実施しました。

また、アンケート調査は、障がい者関係団体及びボランティア団体を対象 に、実態調査では把握できない具体的な課題やニーズを計画に反映する目的 で実施しました。















第2章 障がい児・者を取り巻く状況















第2章 障がい児・者を取り巻く状況

1. 佐野市の障がい児・者の状況

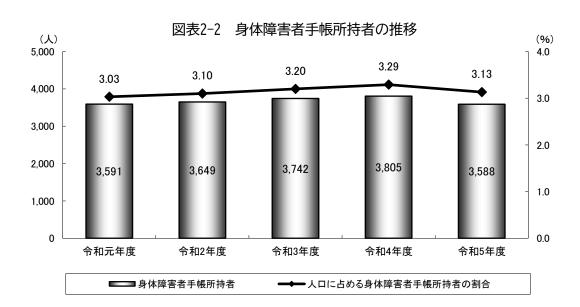
(1)身体障がい児・者の状況

身体障害者手帳を所持している人の数は、令和5年度に3,588人となり、令和元年度から3人減少しています。また、人口に占める割合は3.13%となり、所持者数及びその割合は増加傾向から、その後減少しています。

図表2-1 身体障害者手帳所持者数

(各年度4月1日現在)

年度	人口 (人)	手帳所持者数(人)	割合 (%)
令和元年度	118,450	3,591	3.03
令和2年度	117,706	3,649	3.10
令和3年度	116,982	3,742	3.20
令和4年度	115,700	3,805	3.29
令和5年度	114,695	3,588	3.13





等級別では「1級」が1,204人で全体の33.6%、「2級」が553人で全体の15.4%で、合わせると1,757人で全体の49.0%となります。

障がい種別では、「肢体不自由」が1,652人で全体の46.0%、次いで「内部障がい」が1,187人で全体の33.1%、合わせると2,839人となります。

図表2-3 身体障害者手帳所持者の等級から見た障がい種別状況

(令和5年4月1日現在)単位:人

種別 等級	視覚	聴覚・ 平衡	音声・ 言語・ そしゃく	肢体 不自由	内部障がい	複合障がい	合計	割合(%)
1級	80	1	l	263	765	96	1,204	33.6
2級	67	62	ı	377	10	37	553	15.4
3級	16	47	21	335	83	20	522	14.5
4級	21	93	12	403	329	12	870	24.2
5級	28	0		180	_	3	211	5.9
6級	15	118	ı	94	_	1	228	6.4
合計	227	320	33	1,652	1,187	169	3,588	
割合(%)	6.3	8.9	0.9	46.0	33.1	4.7		

性別でみると、男性が1,980人で55.2%となり、女性の割合を上回っています。

年代別にみると、65歳以上の所持者は2,552人で全体の71.1%を占め、障がい児は69人で全体の1.9%となっています。

図表2-4 身体障害者手帳所持者の男女・年代別状況

(令和5年4月1日現在)単位:人

年	性別 齢	男	女	合計	割合(%)
	18歳未満	38	31	69	1.9
障	がい児数	38	31	69	1.9
	18~39歳	114	79	193	5.4
	40~64歳	501	273	774	21.6
	65歳以上	1,327	1,225	2,552	71.1
障	がい者数	1,942	1,577	3,519	98.1
	合計	1,980	1,608	3,588	
	割合(%)	55.2	44.8		



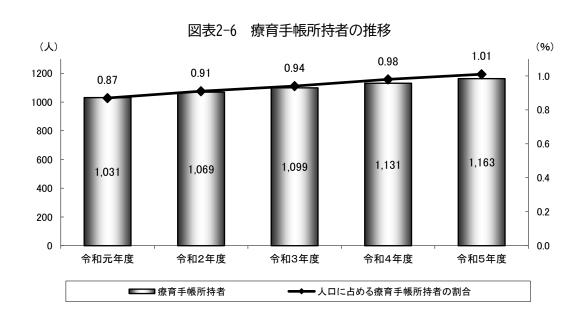
(2) 知的障がい児・者の状況

療育手帳を所持している人の数は、令和5年度に1,163人となり、令和元年度から132人増加しています。人口に占める割合も1.01%となり、手帳所持者数及びその割合は微増傾向にあります。

図表2-5 療育手帳所持者数

(各年度4月1日現在)

年度	人口 (人)	手帳所持者数(人)	割合 (%)
令和元年度	118,450	1,031	0.87
令和2年度	117,706	1,069	0.91
令和3年度	116,982	1,099	0.94
令和4年度	115,700	1,131	0.98
令和5年度	114,695	1,163	1.01





程度区分をみると、重度(A1、A2、A)が、486人で全体の41.8%と最も高くなっています。

年代別にみると、18~39歳が439人と全体の37.7%を占めますが、0~17歳の障がい児も256人と全体の22.0%を占めています。

図表2-7 療育手帳所持者の程度区分状況

(令和5年4月1日現在)単位:人

区分	重度 (A1、A2、A)	中度 (B1)	軽度 (B2)	合計	割合(%)
18歳未満	78	72	106	256	22.0
18~39歳	181	133	125	439	37.7
40~64歳	170	136	59	365	31.4
65歳以上	57	39	7	103	8.9
合計	486	380	297	1,163	
割合(%)	41.8	32.7	25.5		

療育手帳の程度区分については、A1(IQが概ね20以下)、A2(IQが概ね21~35)、B1(IQが概ね36~50)、B2(IQが概ね51~70)を目安としますが、日常生活能力の水準や身体障害者福祉法に基づく障害等級(1級から3級)に該当し、日常生活において常時介護を要する程度の障がいなどと合わせて判定されます。

図表2-8 療育手帳所持者の男女・年代別状況

(令和5年4月1日現在)単位:人

年	性別	男	女	合計	割合(%)
	18歳未満	170	86	256	22.0
障	がい児数	170	86	256	22.0
	18~39歳	277	162	439	37.7
	40~64歳	232	133	365	31.4
	65歳以上	56	47	103	8.9
障	がい者数	565	342	907	78.0
	合計	735	428	1,163	
	割合(%)	63.2	36.8		

性別で見ると、男性が735人で全体の63.2%を占め、女性より307人多くなっています。



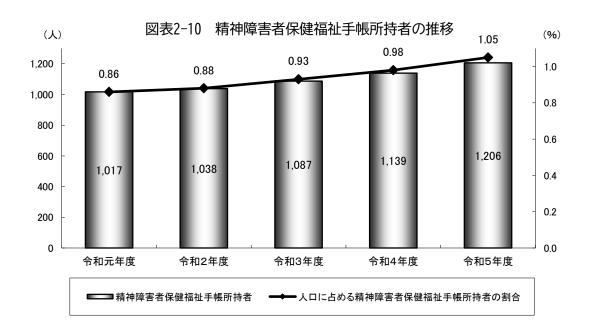
(3)精神障がい児・者の状況

精神障害者保健福祉手帳を所持している人の数は、令和5年度に1,206人となり、令和元年度から189人増加し、人口に占める割合は1.05%になります。

また、自立支援医療費(精神通院)支給決定者数も令和5年度に2,012人となり、令和元年度から316人増加し、人口に占める割合は1.75%になり、精神障害者保健福祉手帳と同様に増加傾向にあります。

図表2-9 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療費(精神通院)支給決定者数 (各年度4月1日現在)

年度	人口 (人)	手帳所持 者数 (人)	割合 (%)	自立支援医療費 支給決定者数(人)	割合 (%)
令和元年度	118,450	1,017	0.86	1,696	1.43
令和2年度	117,706	1,038	0.88	1,724	1.46
令和3年度	116,982	1,087	0.93	1,528	1.31
令和4年度	115,700	1,139	0.98	1,814	1.57
令和5年度	114,695	1,206	1.05	2,012	1.75





等級区分で見ると、2級が744人と全体の61.7%を占め最も高くなっています。

年代別で見ると、40~64歳が655人で全体に占める割合が54.3%、18~39歳が320人で全体に占める割合が26.5%となっており、合計すると975人、全体に占める割合も80.8%となります。

図表2-11 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級・年代別状況

(令和5年4月1日現在)単位:人

障害等級 年齢		1級	2級	3級	合計	割合 (%)
	18歳未満	4	2	4	10	0.8
障	がい児数	4	2	4	10	0.8
	18~39歳	29	203	88	320	26.5
	40~64歳	65	426	164	655	54.3
	65歳以上	73	113	35	221	18.3
障	がい者数	167	742	287	1,196	99.2
	合計	171	744	291	1,206	
割合 (%)		14.2	61.7	24.1		



(4)障がい児・者施設の状況

市内の日中活動系サービスの事業所数は105か所(定員数1,166人)、居住系サービスの事業所数は13か所(定員数267人)あります。

図表2-12 日中活動系サービス等を実施する施設の設置状況

	₩₽₩	令和2年4	月1日現在	令和5年9月1日現在		
	施 設性別	施設種別		箇所数	定員(人)	
	生活介護	7	294	7	294	
障害	就労移行支援	4	52	3	46	
障害者総合支援法	就労継続支援(A型)	4	70	8	140	
合支持	就労継続支援(B型)	10	124	17	254	
法	就労定着支援	3		2		
	短期入所	3	24	6	22	
	福祉型児童発達支援センター	1	10	1	10	
児童福祉法	児童発達支援	7	70	15	150	
祉法	放課後等デイサービス	12	130	22	230	
	保育所等訪問支援	3		3		
支地援域	地域活動支援センター	1	20	1	20	
支援事業	日中一時支援事業	21		20		
	合計	76	794	105	1,166	



図表2-13 居住系サービスを実施する施設の設置状況

	施設種別	令和2年4	月1日現在	令和5年9月1日現在		
	心改性力	箇所数	定員(人)	箇所数	定員(人)	
支援法	施設入所支援	1	80	1	80	
抜 石 総 法 合	共同生活援助 (グループホーム)	4	124	11	177	
支援事業	福祉ホーム	1	10	1	10	
	合計	6	214	13	267	

(5) 障がい支援区分の認定状況

令和4年度における障がい支援区分の認定状況は次のとおりです。

図表2-14 令和4年度における障がい支援区分の認定状況

単位:件

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい	0	1	4	18	12	6	13	54
知的障がい	0	0	5	11	20	39	56	131
精神障がい	0	1	39	38	21	6	3	108
難病患者	0	0	0	0	1	0	0	1
合計	0	2	48	67	54	51	72	294

障がい支援区分は、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要と される標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、「移動や動作等に関連する 項目(12項目)」や「身の回りの世話や日常生活等に関連する項目(16項目)」 など80項目の調査結果をコンピューターにより判定(一次判定)し、さらに認 定調査員による特記事項や主治医の意見書も含めた資料に基づき、障がい支援 区分審査会による判定(二次判定)を経て、市が認定します。

なお、区分の数字が大きいほど必要とされる支援の度合いが高いことを示します。また、障がい支援区分により利用できるサービスが異なります。



2. 前期「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の進捗状況(実績)

前期計画(第6期佐野市障がい者福祉計画・第2期佐野市障がい児福祉計画)の「障がい福祉計画・障がい児福祉計画(第5章)」では、国の基本指針に基づき、障がい者の地域生活への移行等の「成果目標」や障がい福祉サービス等の見込量等について定め、令和5年度を最終目標年度とした取組を実施しました。

次の(1)から(7)までは、成果目標に対する進捗状況(各成果目標の実績については、令和5年9月末までの期間における数値、または、令和5年9月末時点での状況を記載)、(8)から(10)までは、障がい福祉サービス等の見込量等に対する実績値等となります。

(1)施設入所者の地域生活への移行(成果目標①)

本市では令和5年度末までに、令和2年3月31日現在の施設入所者数(158人)の6%(9人)が地域生活に移行することや、施設入所者数を1.6%(2人)削減することを目標値として設定し、その達成のために取り組みました。

図表2-15 入所施設の入所者の地域生活への移行に関する目標値及び実績

項目	目標値	実 績
施設入所から地域生活への移行者数	9人	1人
施設入所者の削減数	2人	6人



(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(成果目標②)

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、本市では、国の基本指針に基づき目標を設定し、その達成のために取り組みました。

図表2-16 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標値及び実績

	項 目	目標値	実 績
1	精神障がい者の地域移行支援の利用者数	5人	2人
2	精神障がい者の地域定着支援の利用者数	5人	0人
3	精神障がい者の共同生活援助の利用者数	60人	85人
4	精神障がい者の自立生活援助の利用者数	2人	0人
⑤	保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	2回/年度	0回/年度
6	保健・医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、 福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	4人	0人
7	保健・医療・福祉関係者による協議の場における 目標設定及び評価の実施回数	1回/年度	0回/年度

(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実(成果目標③)

国の基本指針では、令和5年度末までに、各市町村又は各障害保健福祉圏域 に1か所以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年 1回以上運用の検証及び検討をすることを基本としています。

本市では、平成29年度に「多機能拠点整備型」及び「面的整備型」の複合による地域生活支援拠点等の整備を行い、拠点が備えるべき機能の充実に取り組むとともに、毎年度、運用状況についての検証・検討を実施しています。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等(成果目標④)

福祉施設から一般就労への移行等について、国の基本指針に基づく成果目標 に対し、その達成のために取り組みました。

図表2-17 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標値と実績

項目	目標値	実績(※)
①-1 令和5年度中における一般就労移行者数 (就労移行支援等)	13人	11人
①-2 令和5年度中における一般就労移行者数 (就労移行支援)	11人	4人
①-3 令和5年度中における一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	1人	6人
①-4 令和5年度中における一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	1人	1人
② 令和5年度における就労定着支援事業を利用する者の割合	70%	22%
③ 令和5年度末における就労定着率が8割以上の事業所の割合	70%	0%

[※]実績値は令和4年度中の実績を参考に掲載しています。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等(成果目標⑤)

障がい児支援の提供体制の整備等について、国の基本指針に基づき、令和5年度末までに定めた目標に対し、その達成のために取り組みました。

図表2-18 障がい児支援の提供体制の整備等に関する目標と実績

障がい児支援の提供体制の整備等に関する目標	実 績
①児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指 すため、児童発達支援センターを1か所以上設置する。	1か所設置
②児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより保育所 等訪問支援を利用できる体制を構築する。	達成
③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保する。	1か所確保
④医療的ケア児が適切な支援が受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。 医療的ケア児に関するコーディネーターを配置する。	達成



(6) 相談支援体制の充実・強化等(成果目標⑥)

相談支援体制の充実・強化等について、国の基本指針に基づき、令和5年度 末までに定めた目標に対し、その達成のために取り組みました。

図表2-19 相談支援体制の充実・強化等に関する目標と実績

項目	目標値等	実績
総合的・専門的な相談支援の実施	障がいの種別や各種 ニーズに対応できる 総合的・専門的な相談 支援を実施する	主に基幹相談支援 センター(2か所) を中心に実施
地域の相談支援体制の強化		
① 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込	8件/年度	2件/年度
② 地域の相談支援事業者の人材育成の 支援件数の見込	8件/年度	2件/年度
③ 地域の相談機関と連携強化の取組の 実施回数の見込	8回/年度	2回/年度

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 (成果目標⑦)

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について、国の基本指針に基づき、令和5年度末までに定めた目標に対し、その達成のために取り組みました。

図表2-20 障がい福祉サービス等の質を向上させるための 取組に係る体制の構築に関する目標と実績

項目	目標値等	実 績
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他 の研修への市職員の参加人数	5人	3人
「障害者自立支援審査支払等システム」等による審査 結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治 体等と共有する体制の有無	有り	無し
「障害者自立支援審査支払等システム」等による審査 結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治 体等と共有する回数	1回	0回



(8) 障がい福祉サービス・相談支援の見込量と実績

① 訪問系サービス

訪問系サービスは、延べ利用時間数、利用人数ともに概ね減少傾向となって おり、延べ利用時間数は各年度において、見込量を下回っています。

図表2-21 訪問系サービスの見込量と実績

サ ビフロハ	単	2	令和3年度 (月平均)		2	令和4年度 (月平均)			令和5年度 ~7月の月	
サービス区分	位	見込量	実 績	計画比 (%)	見込量	実 績	計画比 (%)	見込量	実 績	計画比 (%)
居宅介護	時間	2,200	2,165	98.4	2,250	1,998	88.8	2,300	2,072	90.1
口心刀咬	人	188	192	102.1	192	190	99.0	196	198	101.0
重度訪問介護	時間	0	0		0	0		0	0	
主汉则时介政	人	0	0	_	0	0	_	0	0	_
同行援護	時間	650	519	79.8	670	528	78.8	690	504	73.0
کونکال ایا	人	32	31	96.9	33	35	106.1	34	35	102.9
行動援護	時 間	100	76	76.0	100	75	75.0	100	81	81.0
1]到]及政	人	8	7	87.5	8	6	75.0	8	7	87.5
重度障害者等	時間	0	0		0	0		0	0	—
包括支援	人	0	0	_	0	0	_	0	0	_

[※]サービス区分の内容の説明は、91ページに記載しています。

② 日中活動系サービス

日中活動系サービスでは、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)で延べ利用日数が増加しています。また、療養介護は給付量が減少傾向となっています。(サービスの見込量と実績は、次ページの図表2-22に記載しています。)



図表2-22 日中活動系サービスの見込量と実績

サービス区分	単	2	令和3年度 (月平均)	Ę		令和4年度 (月平均)	Ę	令和5年度 (4月~7月の月平均)			
リービス区分	位	見込量	実 績	計画比 (%)	見込量	実 績	計画比 (%)	見込量	実 績	計画比 (%)	
①療養介護	人	24	22	91.7	24	21	87.5	24	18	75.0	
②生活介護	人日	3,970	8,754	220.5	4,050	8,404	207.5	4,130	8,545	206.9	
© I/I/IR	人	275	437	158.9	280	427	152.5	285	429	150.5	
③自立訓練	人日	20	10	50.0	20	29	145.0	20	0	0.0	
(機能訓練)	人	1	1	100.0	1	2	200.0	1	0	0.0	
④自立訓練	人日	20	37	185.0	20	42	210.0	20	66	330.0	
(生活訓練)	人	1	2	200.0	1	3	300.0	1	3	300.0	
⑤宿泊型	人日	120	113	94.2	120	108	90.0	120	71	59.2	
自立訓練	人	5	4	80.0	5	4	80.0	5	3	60.0	
⑥就労移行支援	人日	476	440	92.4	493	431	87.4	510	388	76.1	
◎孙刀1岁11又1友	人	28	25	89.3	29	24	82.8	30	21	70.0	
⑦就労移行支援	人日	42	0	0.0	42	0	0.0	42	0	0.0	
(養成施設)	人	2	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	
⑧就労継続支援	人日	1,670	1,797	107.6	1,765	2,185	123.8	1,860	2,487	133.7	
(A型)	人	85	92	108.2	90	115	127.8	95	130	136.8	
⑨就労継続支援 (B.T.I.)	人日	3,470	3,523	101.5	3,550	3,600	101.4	3,630	3,873	106.7	
(B型)	人	205	213	105.4	210	224	106.7	215	237	110.2	
⑩就労定着支援	人	20	11	55.0	25	11	44.0	30	11	36.7	
⑪短期入所	人日	210	134	63.8	210	106	50.5	210	144	68.6	
(福祉型)	人	26	13	50.0	26	13	50.0	26	17	65.4	
短期入所	人日	40	49	122.5	40	48	120.0	40	47	117.5	
(福祉型・強化)	人	4	2	50.0	4	3	75.0	4	3	75.0	
短期入所	日〉	20	1	5.0	20	2	10.0	20	15	75.0	
(医療型) ※サービス区分(人	6	0	0.0	6	1 °—=>)1=≣	16.7	6	4	66.7	

[※]サービス区分の内容の説明は、93ページから106ページに記載しています。



③ 居住系サービス

居住系サービスでは、自立生活援助の利用実績はありません。

また、共同生活援助の利用人数は増加し、施設入所支援の利用人数はやや減少傾向となっています。

サービュロハー単		令和3年度 (月平均)			令和4年度 (月平均)			令和5年度 (4月~7月の月平均)		
サービス区分	位	見込量	実 績	計画比 (%)	見込量	実 績	計画比 (%)	見込量	実 績	計画比 (%)
①自立生活援助	人	2	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0
②共同生活援助	人	160	172	107.5	165	190	115.2	170	207	121.8
③施設入所支援	人	158	155		157	153		156	152	

図表2-23 居住系サービスの見込量と実績

④ 相談支援(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)

相談支援のうち、計画相談支援(サービス利用支援及び継続サービス利用支援)の利用人数は増加傾向にありますが、地域移行支援及び地域定着支援の利用人数は見込量を下回っています。

計画相談支援では、サービス等利用計画の作成やその見直し・変更を通して、 障がい者の利用ニーズに合った支援を行うことが求められています。

地域移行支援や地域定着支援などの地域相談支援に対する一層の取組が必要です。

# 1×3.67.\	単		令和3年度 (月平均)		令和4年度 (月平均)			令和5年度 (4月~7月の月平均)		
サービス区分	位	見込量	実 績	計画比 (%)	見込量	実 績	計画比 (%)	見込量	実 績	計画比 (%)
計画相談支援	人	155	174	112.2	160	202	126.3	160	206	128.8
地域移行支援	人	3	1	33.3	4	1	25.0	5	2	40.0
地域定着支援	人	3	0	0.0	4	0	0.0	5	0	0.0

図表2-24 相談支援の見込量と実績



[※]サービス区分の内容の説明は、107ページから109ページに記載しています。

[※]サービス区分の内容の説明は、110ページに記載しています。

(9) 障がい児支援の見込量と実績

①障がい児通所支援

障がい児通所支援のうち、児童発達支援及び放課後等デイサービスの延べ利 用日数は増加しています。

- 一方で、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援の利用実績が少なく、
- ニーズの把握と支援体制の確保が求められます。

図表2-25 障がい児通所支援の見込量と実績

サービス区分	単	(月平均) (月平均) (4月~7				令和5年度 ~7月の月	和5年度 ·7月の月平均)			
	位	見込量	実 績	計画比 (%)	見込量	実 績	計画比 (%)	見込量	実 績	計画比 (%)
児童発達支援	日人	820	850	103.7	840	972	115.7	860	1,097	127.6
	人	205	221	107.8	210	251	119.5	215	252	117.2
医療型 児童発達支援	日人	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
	人	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
居宅訪問型	日人	10	0	0.0	10	0	0.0	10	0	0.0
児童発達支援	人	2	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0
放課後等 デイサービス	人日	2,720	3,061	112.5	2,760	3,218	116.6	2,800	4,135	147.7
	人	340	403	118.5	345	441	127.8	350	523	149.4
保育所等	人日	6	4	66.7	7	10	142.9	8	16	200.0
訪問支援	人	6	4	66.7	7	10	142.9	8	16	200.0

[※]サービス区分の内容の説明は、111 ページから 114ページに記載しています。



② 障がい児相談支援

障がい児相談支援(障がい児支援利用援助及び継続障がい児支援利用援助)では、障がい児支援利用計画の作成やその見直しを行います。

計画相談支援と同様、障がい児相談支援においてもニーズに合った支援が求められています。

図表2-26 障がい児相談支援の見込量と実績

サービス区分 単位	単	令和3年度 (月平均)			令和4年度 (月平均)			令和5年度 (4月~7月の月平均)		
	位	見込量	実 績	計画比 (%)	見込量	実 績	計画比 (%)	見込量	実 績	計画比 (%)
障がい児 相談支援給付	人	120	117	97.5	130	119	91.5	140	192	137.1

[※]サービス区分の内容の説明は、115ページに記載しています。



(10) 地域生活支援事業の見込量と実績

地域生活支援事業では、日常生活用具給付等事業における排泄管理支援用具 給付、日中一時支援事業の利用者が多くなっています。

また、地域活動支援センター、福祉ホーム事業が令和3年度、令和4年度と もに利用実績が見込量以上となっています。

図表2-27 理解促進研修・啓発事業の実績

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施(見込み)	

図表2-28 自発的活動支援事業の実績

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	未実施	未実施	未実施(見込み)

図表2-29 相談支援事業の見込量と実績

単位:か所

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【見込量】実施見込み箇所数	2	2	2
【実績値】実施箇所数	2	2	2
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施

図表2-30 成年後見制度利用支援事業の見込量と実績

単位:人

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【見込量】実利用者見込み数	5	5	5
【実績値】実利用者数	3	1	(4~9月)0
計画比(%)	60.0	20.0	0.0



第2章 障がい児・者を取り巻く状況

図表2-31 成年後見制度法人後見支援事業の実績

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	未実施	未実施	未実施(見込み)

図表2-32 意思疎通支援事業の見込量と実績

単位:人

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①手話通訳者・要約筆記者派遣	事業		
【見込量】利用見込み件数	200	200	200
【実績値】利用件数	128	144	(4~9月)56
計画比(%)	64.0	72.0	_
②手話通訳者設置事業			
【見込量】設置見込み人数	1	1	1
【実績値】設置人数	1	1	1
計画比(%)	100.0	100.0	100.0



図表 2-33 日常生活用具給付等事業の見込量と実績

単位:件

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
①介護・訓練支援用具				
【見込量】利用見込み件数	8	8	8	
【実績値】利用件数	7	3	(4~9月)1	
計画比(%)	87.5	37.5	_	
②自立生活支援用具				
【見込量】利用見込み件数	8	8	8	
【実績値】利用件数	10	6	(4~9月)6	
計画比(%)	125.0	75.0	_	
③在宅療養等支援用具				
【見込量】利用見込み件数	15	15	15	
【実績値】利用件数	7	7	(4~9月)3	
計画比(%)	46.7	46.7		
④情報・意思疎通支援用具				
【見込量】利用見込み件数	10	10	10	
【実績値】利用件数	11	19	(4~9月)7	
計画比(%)	110.0	190.0	ĺ	
⑤排泄管理支援用具				
【見込量】利用見込み件数	3,000	3,050	3,100	
【実績値】利用件数	2,569	2,674	(4~9月)1,606	
計画比(%)	85.6	87.7	ĺ	
⑥居宅生活動作補助用具				
【見込量】利用見込み件数	3	3	3	
【実績値】利用件数	3	4	(4~9月)3	
計画比(%)	100.0	133.3	_	



第2章 障がい児・者を取り巻く状況

図表2-34 手話奉仕員養成研修事業の見込量と実績

単位:人

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【見込量】研修修了見込み者数	25	25	25
【実績値】研修修了者数	0	22	31
計画比(%)	0.0	88.0	124.0
【見込量】登録見込み者数	16	16	16
【実績値】登録者数	14	14	(見込み)13
計画比(%)	87.5	87.5	81.3

図表2-35 移動支援事業の見込量と実績

単位:人、時間

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【見込量】実利用見込み者数	90	90	90
【実績値】実利用者数	54	65	(4~9月)51
計画比(%)	60.0	72.2	_
【見込量】延べ利用見込み時間数	3,000	3,000	3,000
【実績値】延べ利用時間数	1,918	2,722	(4~9月)1,507
計画比(%)	63.9	90.7	_

図表2-36 地域活動支援センターの見込量と実績

単位:か所、人

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【見込量】実施見込み箇所数	1	1	1
【実績値】実施箇所数	1	1	1
計画比(%)	100.0	100.0	100.0
【見込量】実利用見込み者数	45	45	45
【実績値】実利用者数	57	65	(4~9月)49
計画比(%)	126.7	144.4	



図表2-37 福祉ホーム事業の見込量と実績

単位:人

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【見込量】実利用見込み者数	5	5	5
【実績値】実利用者数	5	5	(4~9月)6
計画比(%)	100.0	100.0	1

図表2-38 訪問入浴サービス事業の見込量と実績

単位:人

			1 1 7
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【見込量】実利用見込み者数	6	7	7
【実績値】実利用者数	4	5	(4~9月)6
計画比(%)	66.7	71.4	_

図表2-39 生活訓練事業の見込量と実績

単位:人

ī			+位・八
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【見込量】実参加見込み者数	50	50	50
【実績値】実参加者数	27	35	(4~9月)30
計画比(%)	54.0	70.0	-

図表2-40 日中一時支援事業の見込量と実績

単位:人、日

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【見込量】実利用見込み者数	210	210	210
【実績値】実利用者数	162	136	(4~9月)112
計画比(%)	77.1	64.8	1
【見込量】延べ利用見込み日数	10,000	10,000	10,000
【実績値】延べ利用日数	8,705	8,137	(4~9月)4,617
計画比(%)	87.1	81.4	



第2章 障がい児・者を取り巻く状況

図表2-41 スポーツ・レクリエーション教室等開催事業の見込量と実績

単位:人

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【見込量】実参加者見込み数	45	50	50
【実績値】実参加者数	0	21	17
計画比(%)	0.0	42.0	34.0

図表2-42 要約筆記奉仕員・点訳奉仕員養成研修事業の見込量と実績

単位:人

			十世・八
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【見込量】実参加者見込み数	20	20	20
【実績値】実参加者数	0	17	(4~9月)0
計画比(%)	0.0	85.0	_

図表2-43 自動車改造費用助成事業の見込量と実績

単位:件

<u>-</u>			712 11
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【見込量】利用見込み件数	2	2	2
【実績値】利用件数	0	1	(4~9月)0
計画比(%)	0.0	50.0	_



3. 障がい児・者を対象とした実態調査結果の概要

(1)調査の目的

障がい児・者を対象に、生活の状況や福祉サービスの利用、意見・要望などを把握し、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする、「第7期佐野市障がい者福祉計画・第3期佐野市障がい児福祉計画」策定のための基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2)調査の概要

① 調査対象者及び人数

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、指定医療費(特定難病)受給者証及び児童福祉サービス受給者証の交付を受けた方の中から、以下の人数を無作為抽出しました。

■身体障がい	500人	■難病患者	100人
■知的障がい	150人	■児童サービス	100人
■精神障がい	150人	■合 計	1,000人

② 調査期間及び調査方法

令和4年12月~令和5年1月 郵送調査(郵送による配布及び回収)

③ 回収率

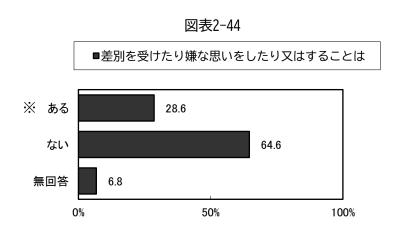
57.6%



(3) 実態調査結果のまとめ

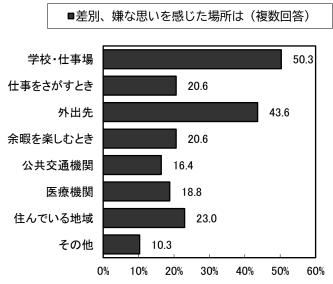
①差別などについて

・差別を受けたり嫌な思いをしたり又はすることは 差別、嫌な思いの有無については「ない」が64.6%、「ある」が28.6%となっています。



・差別、嫌な思いを感じた場所は(複数回答)

差別、嫌な思いを感じた場所としては「学校・仕事場」が50.3%で最も高くなっています。次いで、「外出先」が43.6%、「住んでいる地域」が23.0%、「仕事をさがすとき」「余暇を楽しむとき」が20.6%、「医療機関」が18.8%などとなっています。



図表2-45

※図表2-44で、差別を受けたことがあると回答した人数に占める割合で算出しています。

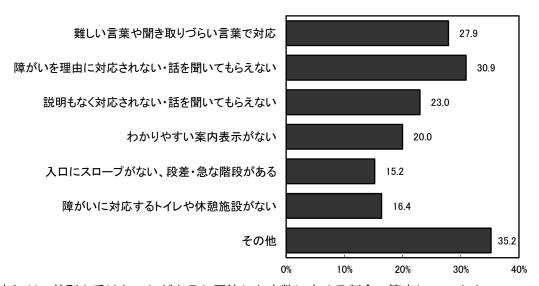


• 差別や嫌な思いはどのようなときに感じたか (複数回答)

「どのようなときに差別を感じたか」では「障がいを理由に対応されない・話を聞いてもらえない」が30.9%で最も高くなっています。次いで、「難しい言葉や聞き取りづらい言葉で対応」が27.9%、「説明もなく対応されない・話を聞いてもらえない」が23.0%、「わかりやすい案内表示がない」が20.0%などとなっています。

図表2-46

■差別や嫌な思いはどのようなときに感じたか(複数回答)



※図表2-44で差別を受けたことがあると回答した人数に占める割合で算出しています。

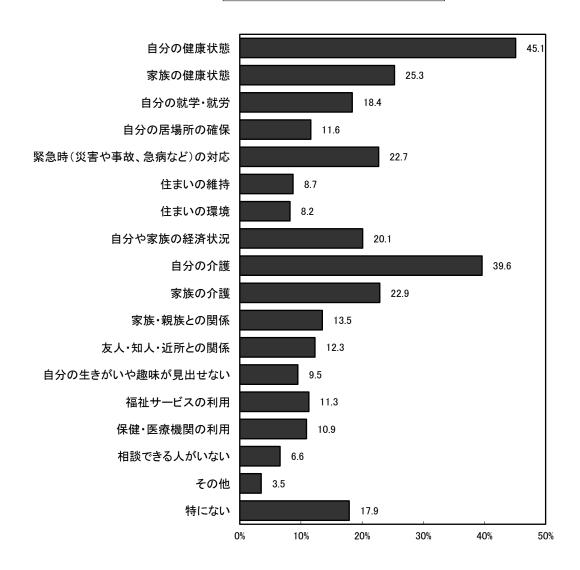


②悩みごと・心配ごとなどについて

・悩みごと・心配ごとは(複数回答)

現在の悩みごと・心配ごととしては「自分の健康状態」が45.1%で最も高くなっています。次いで、「自分の介護」が39.6%、「家族の健康状態」が25.3%、「家族の介護」が22.9%、「緊急時(災害や事故、急病など)の対応」が22.7%などとなっています。

図表2-47 ■悩みごと・心配ごとは(複数回答)



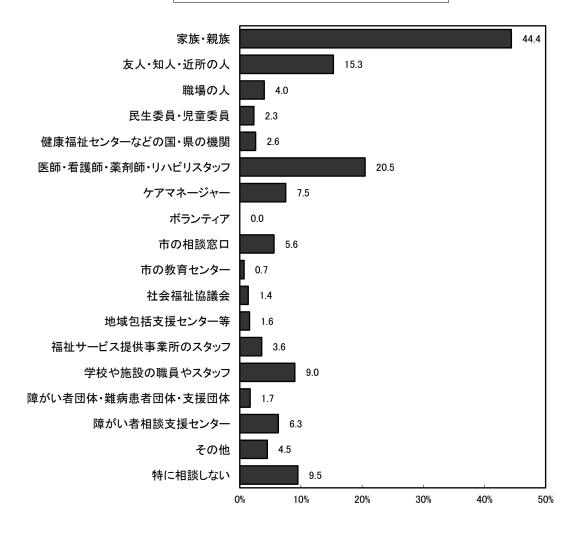


・悩みごと・心配ごとの相談先は(複数回答)

悩みごと・心配ごとの相談先としては「家族・親族」が44.4%で最も高く、次いで、「医師・看護師・薬剤師・リハビリスタッフ」が20.5%、「友人・知人・近所の人」が15.3%などとなっています。

図表2-48

■悩みごと・心配ごとの相談先は(複数回答)





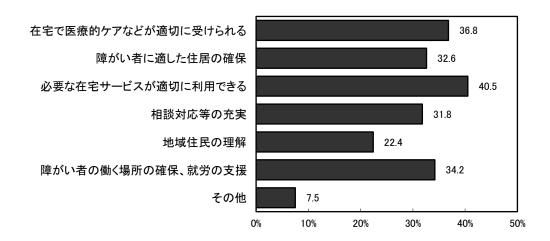
③地域で生活するために必要な支援について

・地域で生活するために必要な支援は(複数回答)

地域で生活するために必要な支援としては「必要な在宅サービスが適切に利用できる」が40.5%で最も高く、次いで、「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられる」が36.8%、「障がい者の働く場所の確保、就労の支援」が34.2%、「障がい者に適した住居の確保」が32.6%などとなっています。

図表2-49

■地域で生活するために必要な支援は(複数回答)



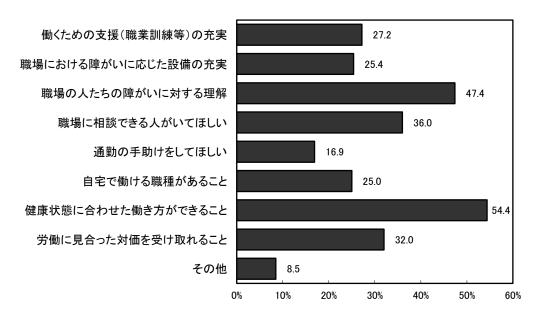


④就労について

・仕事をする又は仕事を続けるためにどのような配慮が必要か(複数回答) 仕事を続けるための配慮について、「健康状態に合わせた働き方ができること」 が54.4%で最も高く、次いで「職場の人たちの障がいに対する理解」が47.4%、 「職場に相談できる人がいてほしい」が36.0%などとなっています。

図表2-50

■仕事をする又は仕事を続けるためにはどのような配慮が必要か(複数回答)

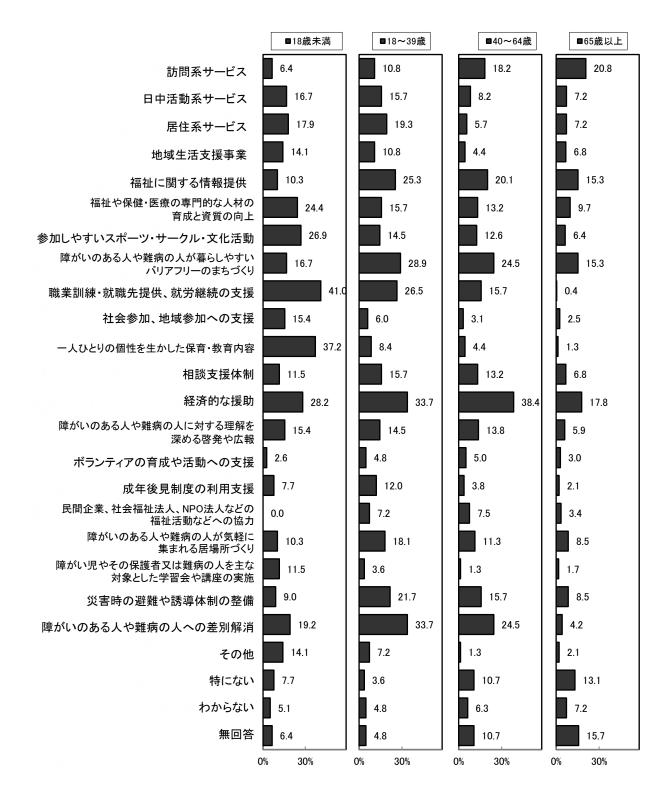


※仕事をしたことがない、または、回答時点で仕事をしていない32.8%のかたを対象として算出しています。



⑤年齢別における「今後、特に充実してほしいと思うことは」(複数回答)

図表2-51





4. 障がい者関係団体・ボランティア団体へのアンケート調査結果の概要

(1)調査の目的

障がい者関係団体及びボランティア団体を対象に、実態調査では把握できない具体 的な課題やニーズを計画に反映する目的で実施しました。

(2)調査の概要

① 調査期間及び調査方法

令和5年5月~6月 郵送調査(郵送による配布及び郵送・FAX等による回収)

② アンケートを提出いただいた団体

障がい者関係団体

佐野市肢体不自由児者父母の会 佐野市視覚障がい者 鳩の会 佐野市聴覚障害者協会 佐野市手をつなぐ育成会 佐野精神保健福祉会 栃木県立足利特別支援学校PTA 栃木県立足利中央特別支援学校PTA

ボランティア団体

安佐手話通訳者会 手話サークル「うさぎ」 手話サークル「コスモス」 手話サークル「星」 佐野手話サークル「わたらせ」 手話サークル「ゆめ」 佐野市音訳ボランティア やまびこの会 音訳 るりの会 佐野点訳サークル こばと会 点字サークル ひかりの会 なかよしクラブ

ながなしフラブ NPO法人 スペシャルオリンピックス日本・栃木(陸上 佐野) こだわりっこの会 メンタルヘルスボランティアグループ「フレンド」



③ アンケート項目

- 1 団体の活動における悩みや問題等
- 2 障がいのある方が地域で暮らしていくための課題等
- 3 障がいのある方への理解を深めるために必要だと思うこと
- 4 その他

(3) アンケート調査結果のまとめ

1 貴団体の活動における悩みや問題等がありましたらご記入ください。

活動の周知

- ・障がいのある当事者で会の存在を知らない人が多い。
- ・障がい者と関わるボランティア活動があることを知ってもらいたい。
- ・ひとりで悩んでいる人に支援をどう広げていくか悩んでいる。

会員の確保

- ・会員の高齢化が進み、新規加入者がいない。
- ・活動への参加者が固定化している。
- ・宿泊訓練等などで男子の付き添いが不足している。

活動場所の確保

- ・メンバーどうしで話す機会が減り、情報交換などが難しくなっている。
- ・コロナ禍の影響で障がい者が参加できるイベント・活動場所が減っている。
- ・支援対象の障がい者が減少し、ボランティア活動を生かす場が少ない。
- ・施設等でボランティアを必要としているのか、どんな要望があるのか知りたい。
- ・公益性の高い活動をしているため、優先的に活動場所を確保できるようにして ほしい。
- ・いつでも自由に障がい者やボランティアが出入りできる場所があるとよい。

移動手段の確保

・会員の高齢化や自動車運転免許証の返納などによる交通手段の確保が困難。

その他

- ・医療的ケアを必要とする子どもが増えており、活動内容を考えなければならない。
- ・団体の運営費の確保が困難。



2 障がいのある方が地域で暮らしていくための課題等、何かお感じになること がありましたらご記入ください。

理解啓発・権利擁護

- ・市民に障がいのある人の理解をしてもらうこと。
- ・見て見ぬふりをする人が多い。
- ・聴覚障がい者が聞こえないということに対する理解が不足している。
- ・障がいがある人とない人の双方の意識の違いによる理解や協力が不足している。
- ・市民に障がいについて関心を持ってもらえるよう、働きかけてほしい。
- ・障がいについて、他人事ではなく自分事としての意識が必要。
- ・差別と偏見の解消について、行政としての考え方を明確にすべき。

障がい者の社会参加

- ・バリアフリーの場所が少ないため、出かける場所が限られてしまう。
- ・地域の方々と交流が少なく、地域に溶け込めない。
- ・聴覚障がい者は言葉が通じないため、地域の人とのコミュニケーションが不足 したり、外出を控えてしまう。
- ・日常生活に必要な移動手段としての公共交通機関を拡充してほしい。
- ・障がいがあっても働きやすい環境の整備が必要。

バリアフリー

- ・特別支援学校へ通学するためのスクールバスがない。
- ・障がい者専用駐車場が狭く、使いづらい施設がある。
- ・各施設で手話でコミュニケーションができるとよい。
- ・点字ブロックや音声式信号機をもっと設置してほしい。

災害対策

- ・災害発生時に音声による放送以外に、メール、LINEなど、目に見える伝達 手段の整備が必要。
- ・災害時に頼りになるのは地域の人だと思うが、近所付き合いを好まない人もいる。民生委員や町会長さんに地域の障がい者を把握していただき、いざというときに手を差し伸べてもらえる地域づくりができるとよい。
- ・避難所における医療的ケアが必要な方への電源の確保が必要。

福祉サービス

- ・重度の障がい者が安心して暮らせるグループホームが地域にあるとよい。
- ・医療的ケアが必要な人が利用できる障がい者施設がない。
- ・障がい者が生活していくためには、公的制度による経済的、人的な支援が不可 欠。



3 障がいのある方への理解を深めるためには何が必要だと思いますか。率直な ご意見をご記入ください。

理解促進

- ・学校における福祉教育の充実。
- ・障がい者の日常生活を知ってもらうこと。
- ・大学病院のNICUの見学や医療従事者からの話を聞くこと。
- ・障がい者との接し方の具体例を周知する。業種別に勉強会を開催する。

障がい者と接する機会

- ・障がい者との交流の機会を増やすこと。
- ・ボランティア活動の中で自然と打ち解けて会話が弾むようになった。

支援体制の確保

- ・地域の方々への手話体験により、聴覚障がい者の社会参加を増やす。
- ・インクルーシブ教育。どの子も幼稚園・保育園、地域の小学校を選択できるようにしてほしい。
- ・障がいがある方が不安なく外出できる環境の整備。
- ・障がい者のニーズを行政からボランティアに伝えると活動に活かせる。

障がいに関する教育の機会

- ・小中学校における体験学習での障がい者との交流。
- 4 その他、何かございましたらご記入ください。
- ・障がい者の家族の精神的・経済的な負担が大きい。当事者だけでなく家族にも 支援が必要。
- ・障がい者に関わるボランティア団体の紹介をしてほしい。
- ・宿泊訓練などで福祉バスが利用できるとよい。



5. 第7期佐野市障がい者福祉計画・第3期佐野市障がい児福祉計画策定 に向けた提言

令和5年7月10日

佐野市障がい者福祉計画等策定懇談会 会 長 久 保 由 佳 様

> 佐野市自立支援協議会 会長 佐 藤 佳 子

第7期佐野市障がい者福祉計画・第3期佐野市障がい児福祉計画策定に 向けた提言について

第6期佐野市障がい者福祉計画・第2期佐野市障がい児福祉計画の推進にあたっては、4つの基本目標を柱とする「障がい者計画」、7項目の成果目標及び各種サービス等に関する活動指標からなる「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づく各種の施策・サービスの提供により、その進捗は概ね順調に推移していると拝察いたします。

しかしながら、今般の社会情勢の変化や多様化する障がい者のニーズに対応 するため、更なるきめ細やかな支援が求められております。

このようなことから、当協議会から出された意見をまとめ下記のとおり提言いたしますので、第7期佐野市障がい者福祉計画・第3期佐野市障がい児福祉計画の策定に当たりご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1 地域移行・地域定着支援の充実

長期入院の精神障がい者や施設入所者が自ら選択した住居で安心して自分らしく暮らせるよう、医療・相談機関・行政が連携し、住居の確保や地域 生活に向けた準備など地域移行・地域定着に必要な支援体制の充実を図る。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をより一層図るため、地域移行・地域定着支援に加え、共同生活援助や自立生活援助などの障がい福祉サービスの十分な提供体制を図る。



3 地域生活支援拠点等の機能の強化

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の支援として、今後更に、地域でのニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等による機能強化を図る。

4 障がい福祉サービス・障がい児通所支援等の充実

重症心身障がい児や医療的ケア児への支援、発達障がい、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する方への対応など、多様化するニーズを把握し、適切に対応できるよう、質の高いサービス提供体制の充実を図る。

5 相談支援体制の充実・強化

ライフステージに合わせた相談が可能となるよう行政を中心とする連携 体制を構築し、一生涯を通じたトータルサポートの実現を図る。

基幹相談支援センターによる総合的な相談支援の一層の充実・強化に加え、 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者への専門的な助言・ 研修等により、計画相談業務における更なる資質の向上を図る。

6 障がいの理解啓発と権利擁護体制の充実

地域共生社会の実現に向けて、障がいに対する理解啓発活動や障がいを理由とする差別の解消、障がい者虐待の防止、また、成年後見制度の利用促進などの権利擁護の推進を図る。



6. 計画策定に向けての地域課題

国等における障がい福祉施策の動向、障がい児・者を対象とした実態調査や関係団体へのアンケート調査結果、自立支援協議会からの提言等を踏まえ、抽出された地域課題を前期障がい者計画における4つの基本目標ごとに整理しました。

これらの地域課題を「障がい者計画(第4章)」に反映させるほか、福祉サービス 等の支援に関する課題については、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画(第5章)」 における障がい福祉サービス等の確保の方策に反映します。

(1)地域で支え合うまちづくりの推進

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、障がいや障がい者に対する正しい理解と認識、合理的配慮などの差別の解消、権利擁護の推進や虐待防止など、ノーマライゼーション社会の実現が不可欠です。また、公的支援としての福祉サービスをはじめとする、地域社会における助け合いやボランティアによる活動など、地域の社会資源を最大限に活用することも重要です。

障がい児・者を対象とした実態調査によると、障がい者に対する差別について、「差別を受けたり嫌な思いをしたことがある」と回答した方が28.6%、その回答をした人全体の30.9%が、「障がいを理由に対応されない・話を聞いてもらえない」と回答し、同じく27.9%が、「難しい言葉や聞きづらい言葉で対応された」と回答しており、ノーマライゼーションの考え方の浸透と定着が課題であることがわかります。

また、関係団体へのアンケート調査によると、障がいについて理解を深めるために必要なものとして、「障がい者との交流の機会を増やすこと。」といった障がい者と接する機会の必要性や、「学校における福祉教育の充実。」といった障がいに対する教育の充実に関する意見もありました。バリアフリーに関しては、「点字ブロックや音声式信号機をもっと設置してほしい。」、「メール、LINE など音声以外の伝達手段の整備が必要。」といった意見がありました。

そのほか、災害時における情報保障・医療的ケア児に対する電源確保などの課題 も指摘されています。

「地域で支え合うまちづくり」の実現には様々な課題があり、人権尊重・権利擁護の考えを前提として、身近な地域での支え合いや助け合いなどのふれあう機会や広報・啓発活動などを通じて、障がいや障がい者に対する理解を進めていくことや、障がい特性に応じた支援を充実させるなど、地域で安心して暮らせるための環境を整備することが求められています。



(2) 日常生活支援

障がいがあっても自分らしく日常生活を営んでいくためのニーズは、多種多様化しています。そのため、障がい福祉サービス等においては、個々のニーズに応じた質の確保・向上が求められています。

障がい児・者を対象とした実態調査によると、現在の悩みごとや心配ごととして、「自分の健康や介護のこと」と回答した方が最も多く、次いで、「家族の健康状態や介護」、「緊急時(災害や事故、急病など)の対応」の順となっています。地域で生活するために必要な支援では、「必要な在宅サービスが適切に利用できる」と回答した方が最も多く、次いで、「在宅で医療的なケアが適切に受けられる」、「障がい者の働く場所の確保、就労の支援」の順となっています。

また、関係団体へのアンケート調査によると、障がいのある方が地域で暮らしていくための課題等として、「重度障がい者が安心して暮らせるグループホームや医療的ケアが必要な人が利用できる施設がない。」といった意見がありました。

自立支援協議会からの提言では、発達障がいや強度行動障がい、高次脳機能障がいを有する障がい者へ対応できるよう、質の高いサービス提供体制の充実が求められています。

このような、障がい者一人ひとりのライフステージや心身の状況の変化に伴う多様なニーズに対して、身近な場所で支援が提供できる体制の充実が課題となっています。



(3) 社会参加を促進する支援

障がい者が持てる力を発揮し、社会参加ができる環境を整備するためには、福祉分野だけでなく、雇用・労働施策と連携した総合的な支援や、教育機関等において一人ひとりの障がい特性やニーズに合わせた適切な指導を受けられるよう教育・学習に関する多様な支援のほか、文化・スポーツ・レクリエーション活動など様々な社会参加の機会を設けることが必要です。

障がい児・者を対象とした実態調査によると、社会参加について、「仕事をしている、仕事をしたことがある」と回答した方が44.4%、「スポーツを行っている」と回答した方が20.2%となっています。

また、関係団体へのアンケート調査によると、就労について「障がいがあって も働きやすい環境の整備が必要。」といった意見があります。

働く意欲のある障がい者への就労支援のためには、多様な就業機会の確保と雇用・就業の促進と福祉施策を組み合わせ、就労定着に至るまでの総合的な支援が不可欠です。

そのほか、教育や学習の支援、文化芸術活動やスポーツを通じて、余暇の充実 や体力の増強を図り、豊かな生活を送ることができるよう、社会環境の整備が求 められています。



(4) 障がい児・家族支援

障がい児の健全な発達を促すためには、療育・保育・教育の質の充実とともに 障がい児本人に対する支援やその特性のために育てづらさを抱えている家族に対 する支援も必要です。本市では、障がい児の早期発見、早期療育に取り組むとと もに、保育・教育の場においても障がい児への支援を提供するため、関係機関の 連携による支援体制の充実を図っています。

障がい児・者を対象とした実態調査によると、18歳未満の回答者が充実してほしいと思うことでは、「職業訓練・就職先提供、就労継続の支援」、「一人ひとりの個性を生かした保育・教育内容」の比率が高くなっており、教育から雇用への移行のための、企業や就労支援を行う福祉サービス事業所での実習、学校等における合理的配慮の提供や適切な指導などの教育環境の整備が求められています。

また、医療的ケア児は年々増加傾向にあり、重症心身障がい児も含め、在宅生活での支援や通所施設の利用確保のための、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の連携が重要な課題となっています。















第3章 計画の基本的な考え方















第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の策定方針

(1) 計画で定める内容

本計画では、障害者基本法に規定する市町村障害者計画に相当する部分を「障がい者計画」(第4章)とし、国が定める「障害者基本計画(第5次)」や「市町村障害者計画策定指針」に留意しつつ、障がい者施策における基本理念、基本目標、施策等やその具体的な方策となる取組事例などを定めます。

また、障害者総合支援法に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法に規定する市町村障害児福祉計画に相当する部分を「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」(第5章)とし、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(国の基本指針)に即して、本市における成果目標や障がい福祉サービス等、障がい児通所支援等及び地域生活支援事業の供給体制などを定めます。

	計画の名称 (根拠法)	計画内容	
第7期障がい者福	障がい者計画 (障害者基本法)	基本理念 基本目標 施 策 取組事例	
い者福祉計画	障がい福祉計画 (障害者総合支援法)	障害福祉サービス等及び障害児通所 支援等の円滑な実施を確保するため の基本的な指針(国の基本指針)	
第3期障がい児	障がい児福祉計画 (児童福祉法)	令和8年度に 令和6~8年度の おける成果目標 サービス等見込量 (7項目) と確保の方策	



(2) 上位計画における障がい者施策の位置付け

第2次佐野市総合計画では、「水と緑にあふれる北関東のどまん中 支え合い、 人と地域が輝く交流拠点都市」を佐野市の目指すべき将来像とし、その実現に向けた基本目標の1つに、「健やかで元気に暮らせるまちづくり」を定めています。 その中に分類される政策として「助け合い生きがいを実感できるまちづくり」を掲げ、さらに施策として「障がい者の社会参加と自立の推進」を位置付けています。

また、第4期佐野市地域福祉計画では、「みんなが集い ふれあい 支えあうまちづくり」を基本理念とし、その実現に向けた基本目標の1つに「快適により安全で安心して暮らせるまちづくり」を定めています。その中に分類される施策として「障がい児者の福祉の推進」を位置付けています。

障がい者施策を定める本計画では、これらの本市の上位計画との整合性も図ります。

2. 「障がい者計画」の概要

(1) 障がい者計画の基本理念

障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが支え合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

そのためには、乳幼児期から成人・老年期に至るまでのライフステージに応じた切れ目のない支援や保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援の各分野が連携した支援(縦横支援)の体制を確立することが求められています。また、生活困窮や孤立などの障がい分野を超える複合的な課題を抱えるケースの増加に伴う、包括的な支援が求められています。

このような、複雑化・複合化する多種多様なニーズに対応できる支援を目指し、 基本理念を「多種多様なニーズに対応できる包括的な支援」と定め、各種施策・事 業の推進を図ります。



(2)基本目標

障がい者計画策定の基本目標については、障がい児・者を対象とした実態調査や関係団体へのアンケート調査結果、自立支援協議会からの提言に基づく課題を踏まえ、①「地域で支え合うまちづくりの推進」、②「日常生活支援」、③「社会参加を促進する支援」、④「障がい児・家族支援」とします。

基本目標 ①

地域で支え合うまちづくりの推進

障がい者が地域で安心して生活するためには、市民全体が障がいに対する正しい知識や障がい者とふれあう機会をもつことにより、理解を深めることが大切です。そのため、障がいを理由とする差別の解消、虐待の防止、成年後見制度の利用促進等による障がい者の権利擁護、地域福祉活動やボランティア活動への支援などを推進し、地域全体で助け合う社会づくりを目指します。

また、防犯や災害時の備えの充実、住まい・道路、公共施設などのバリアフリー化による環境整備を図る等、ソフト、ハード両面からの安全・安心なまちづくりを推進します。

そのほか、障がい者の重症化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する「地域生活支援拠点等」の機能の充実を図ります。

基本目標 ②

日常生活支援

障がい者が住み慣れた地域で自分らしく日常生活を営み、主体的に社会の一員として生活できるように、総合的な相談支援による意思決定の推進や地域移行及び障がい福祉サービスの質の向上により、多種多様なニーズに配慮したサービスの提供を通じて、地域における生活の維持及び継続を推進し、日常生活の支援を図ります。



基本目標 ③

社会参加を促進する支援

障がい者が持てる力を発揮し、就労や教育・余暇活動など社会参加ができる環境を整備するために、福祉分野による支援だけではなく、学校等の教育分野、事業所等の労働分野及び医療分野とも連携し、就労定着に向けた支援等において、各分野が連携した一体的な支援体制を推進していきます。

また、生活の充実を図るために、文化・スポーツ・レクリエーション活動といった余暇活動を支援します。

基本目標 ④

障がい児・家族支援

障がい児の健全な発達を促すため、早期発見・早期療育や、保育、教育の場における適切な支援の提供など、関係機関との連携により多様なニーズに応じたきめ細やかな支援を提供していきます。特に、近年の医療的ケア児の増加を踏まえ、在宅や通所施設において医療的ケアが必要な児童・家族への支援体制の拡充を図ります。

また、就学前から青年期まで切れ目ない支援を受けられるよう、個人情報の取扱いに留意しながら、支援機関間での情報共有・活用などの連携を促進し、障がい児やその家族の支援体制の充実を図ります。



(3) 障がい者計画の体系

基本理念 基本目標 施策 (1) 障がい・障がい者に対する正 しい理解と権利擁護の推進 多 (2)安全・安心なまちづくり ①地域で支え合うまち 種 (3)地域福祉活動・ボランティア づくりの推進 活動の支援 様 (4) 地域生活支援拠点等の機能の 充実 な (1) サービスの利用支援と質の更 なる向上 ②日常生活支援 (2)多様なニーズに配慮したサー 対 ビスの提供 応 ぐ (1) 雇用・労働施策と連携した総 きる 合的な支援 (2)教育・学習に関する多様な支 包 ③社会参加を促進する 援 支援 括 (3) 文化・スポーツ・レクリエー 的 ション活動の促進 な 支 (1) 療育・保育・教育の質の充実 援 ④障がい児・家族支援 (2)発達障がい児支援の充実 (3) 家族支援の充実



3.「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の概要

「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は国の基本指針に基づき、令和8年度を 目標年度とする、支援等の提供体制の確保に係る成果目標並びに令和6年度から 8年度までの各年度における障がい福祉サービス等・障がい児通所支援等及び地 域生活支援事業における必要な支援の見込量やその確保のための方策を定めます。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な 実施を確保するための基本的な指針(国の基本指針)



<u>令和8年度における目標値・</u> <u>令和8年度末までの体制整備</u> <u>(成果目標)</u>

- ①福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ②精神障がいにも対応した地 域包括ケアシステムの構築
- ③地域生活支援の充実
- ④福祉施設から一般就労への 移行等
- ⑤障がい児支援の提供体制の 整備等
- ⑥相談支援体制の充実・強化 等
- ⑦障がい福祉サービス等の質 を向上させるための取組に 係る体制の構築



令和6~8年度の各年度における サービス等の見込量と確保の方策

障がい福祉サービス等

- ・訪問系サービス
- ・日中活動系サービス
- ・居住系サービス
- ・相談支援(地域相談支援・ 計画相談支援)

障がい児通所支援 障がい児相談支援

<u>令和6~8年度の各年度における</u> <u>地域生活支援事業の実施に</u> 関する事項

地域生活支援事業



第4章 障がい者計画















第4章 障がい者計画

施策の展開

基本目標① 地域で支え合うまちづくりの推進

施策(1) 障がい・障がい者に対する正しい理解と権利擁護の推進

障がい・障がい者に対する正しい理解と権利擁護を推進するために、各種広報・ 啓発活動等を推進します。

	施策事業名	施策事業内容	具体的な取組事例
1	計画的な広報活動 の実施	障がい・障がい者についての正しい理解のため、市民への広報活動を計画的かつ効果的に行います。	○障害者週間を中心に、広報 紙やホームページを活用し た理解啓発活動の実施
2	地域住民への理解の促進	障がい・障がい者についての正しい理 解のための機会を設けます。	○障がい・障がい者について の理解を深める展示イベン トの実施
3	児童生徒への理解の促進	障がい・障がい者について正しく理解し、行動できる力を身につけるよう、 交流活動や車いす・アイマスク体験な どを取り入れた教育活動を行います。	○小中学校人権教育研究会等 による研究や研修会の実施 ○総合的な学習の時間に、車 いす・アイマスク体験の実 施
4	市職員の理解の促進	障がい・障がい者について正しく理解 するよう努めます。	○障がい・障がい者について の理解を深める講座等の実 施



施策事業名		施策事業内容	具体的な取組事例
5	障がい者人権尊重 の理解促進	各種広報・啓発活動、相談、講演会、研 修会などを通して、障がい者に対する 人権尊重の理解促進を図ります。	○人権推進啓発活動の実施及びによるでは、 (人権相談所の開設では、 (人権相談所の開設では、 (人権相談所の開設では、 (人性ののでは、 (人性のでは、 (しいのでは、)))) (しいのでは、 (しいのでは、))) (しいのでは、)) (
6	障がいを理由とす る差別解消の推進	障がい・障がい者に対する理解啓発に 努め、障がい者に対する差別解消を図 ります。	○障がい者に対する差別を解 消するための理解啓発活動 の実施
7	障がい者虐待の防 止、養護者に対す る支援	障がい者虐待を防止するために、虐待 の相談窓口を設置するとともに、市民 等に対して虐待防止のための広報活動 等を行います。	○障がい者虐待防止のための 相談窓口の設置や広報活動 の実施
8	権利擁護・意思決 定の支援	障がい者の権利擁護及び意思決定のために必要な支援を行います。	○成年後見制度の利用支援○成年後見制度の利用促進○権利擁護のための相談支援○「あすてらすさの」の周知と利用支援



施策(2) 安全・安心なまちづくり

障がい者が安全で安心して暮らせるよう、関係団体及び住民等の連携による地域 づくりと防災・防犯体制の強化を図ります。

あわせて、バリアフリー化を推進して建築物や道路等における物理的な障がいを 除去するだけでなく、ユニバーサルデザインの普及・啓発に努め、ユニバーサルデ ザインの視点を取り入れたまちづくりを推進します。

	施策事業名	施策事業内容	具体的な取組事例
1	ひとにやさしい まちづくりの推進	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例 等に基づき、県との連携のもと、公共 的施設等のバリアフリー化を推進する とともに、ノーマライゼーションやユ ニバーサルデザインの普及・啓発を図 ります。	○県おもいやり駐車スペース つぎ事業 ○「佐野市バリアフリー基本 構想」に基づく事業の推進 ○ふれあい収集事業の実施 ○公共的施設等の計画内容の 整備基準への適否審査 ○整備基準を満たす建築物に 対する適合証の交付
2	公共施設等のバリアフリー化の促進	道路、公園等の公共施設のバリアフリー化に向けた整備を推進するとともに、住宅改修の支援を行い、障がい者の自立を支援します。	○歩道の段差改善、歩道勾配 の緩和、幅の広い歩道整備 ○公園のバリアフリー化 ○小中学校のバリアフリー化 ○日常生活を容易に過ごすた めの用具の給付等 ○居宅介護住宅改修費の給付 ○公園等へのユニバーサル遊 具の導入
3	カラーユニバーサ ルデザインの推進	色覚の特性により、特定の色が認識し にくい人にも配慮した情報伝達のため に、カラーユニバーサルデザインを推 進します。	○カラーユニバーサルデザイ ンに配慮したホームページ の作成



	施策事業名	施策事業内容	具体的な取組事例
4	地域における安全確保体制の構築	地域ぐるみで障がい者の安全確保を図 るため、情報伝達、避難誘導、救助等 に関する支援体制の整備を図ります。	○避難行動要支援者個別計画 の作成・更新及び関係機関 (警察・消防・町会・市役所 等)との情報共有 ○情報伝達体制の整備 ○緊急通報装置の貸与 ○自主防災組織の育成 ○防災士の育成 ○避難所運営マニュアルの整 備 ○NET119・FAX119の普及
5	防災知識の普及、 啓発	障がい者を災害から守るための防災知 識の普及、啓発を図ります。	○総合防災訓練の実施○防災講話の実施
6	社会福祉施設等に おける防災訓練の 促進	地域や社会福祉施設等において、適切 な防災訓練、防災教育が行われるよう 指導し、その実施を促進します。	○社会福祉施設等における防 災訓練の促進
7	防犯知識の普及、 啓発	障がい者に対して防犯知識の普及、啓 発を図ります。	○防犯協会への支援○防犯意識の普及啓発や防犯環境の整備
8	消費生活相談等の 支援体制の充実	障がい者が不当な訪問販売等の被害に 遭わないようにするため、消費生活相 談等について関係機関、関係団体との 連携を図り、情報提供、助言等きめ細 かな相談対応を推進します。	○消費者団体の活動支援○消費生活相談の実施○消費生活出前講座の開催○消費者啓発講座等の開催
9	交通安全教育の 推進	障がい者が安心して社会参加をするために必要な交通安全教育を推進します。	○交通安全教室の開催



第4章 障がい者計画

	施策事業名	施策事業内容	具体的な取組事例
10	情報バリアフリー 化の推進	各種媒体による情報取得の簡便性を向上し、情報バリアフリー化を推進します。	○広報紙の発行による情報提供 ○古報紙の発行による情報提供 ○音訳CD作成支援 ○ホームページの適切なに で理・更新と、市内外への幅広 ・更新と、市内外への幅広 ・可報提供 ○聴通支援 ○補聴発生活を容易に過ごすと が開業を容易に過ごする の視覚に対するの活用 ○視覚に対するの活用 ○はいまして、
11	障がい者の情報通 信技術等活用能力 の向上	障がい者の情報通信技術等活用能力を 向上するための研修・講習会を開催し ます。	○視覚障がい者に対する音声 パソコン講習会等各種訓練 の実施



施策(3) 地域福祉活動・ボランティア活動の支援

障がい者が住み慣れた地域社会で安心して暮らしていくため、地域における福祉 活動や障がい者団体活動、ボランティア活動を支援します。

	施策事業名	施策事業内容	具体的な取組事例
1	社会福祉協議会 活動への支援	地域福祉の推進を目的として、個人や 団体の福祉活動の支援や福祉への市民 参加の促進、福祉についての情報提供 などを行う社会福祉協議会の活動を支 援します。	○障がい児・者の交流 ○心配ごと相談、ひとり暮ら し高齢者等の見守り、福祉 バスの管理運営等の支援
2	民生委員児童委員 活動への支援	民生委員児童委員の活動を支援し、障がい者が地域で安心して暮らせるよう 配慮します。	○民生委員児童委員の活動支援
3	町会など地域組織 活動への支援	町会、シニアクラブ、女性会、子ども会、PTA、地区コミュニティなど地域組織の活動を支援する中で、障がい者が地域で自立した生活ができるよう配慮します。	○町会運営支援 ○シニアクラブ支援 ○シニア地域デビューの推進 ○佐野市コミュニティ推進連 絡協議会支援
4	障がい者団体活動 への支援	障がい者団体の活動や、障がい者やそ の家族、支援者などが行う自主的な活 動を支援します。	○障がい者団体への加入案内○障がい者団体の活動支援○県精神保健福祉会活動への参画
5	市民活動への支援	市民との協働を推進し、NPO・ボランティア等の市民活動を支援します。	○講演会、市民活動講座、職員 研修の開催、ホームページ や広報さの等での情報提供 ○NPO・ボランティア団体 等の支援
6	福祉ボランティア の育成	手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉 仕員など福祉ボランティアの育成を図 ります。	○奉仕員養成講習会の開催及 び修了者のボランティア育 成
7	コーディネートの 推進	ボランティア活動の調整や相談を推進 します。	○市民活動に関する情報の収 集・提供及び相談・人材育成



施策(4) 地域生活支援拠点等の機能の充実

障がい児・者が住み慣れた地域で安心して暮らすための支援体制である、地域生活支援拠点等の機能の充実を図り、様々な支援を切れ目なく提供することで、地域における居住支援を推進します。また、地域資源の面的整備について協議を継続し、更なる地域資源連携を図ります。

1	相談体制	地域で生活する上での様々な問題や課題に対応できるよう、関係機関との連携支援を図ります。	○ 24制365日 日の1365日 日
2	体験の機会・場の提供	地域移行や親元からの自立等にあたって、一人暮らしの体験の機会や場の提供を行います。	○グループホームや短期入所 を利用した一人暮らし体験
3	緊急時の対応	地域で生活する障がい児・者の急な体 調不良、介護者や保護者の急病等、緊 急時の対応支援体制を整えます。	○短期入所の利用による支援 ○日中一時支援事業の利用に よる支援 ○24時間365日の相談支援 体制の確保(再掲)



	施策事業名	施策事業内容	具体的な取組事例
4	専門的人材の 確保・養成	医療的ケアが必要な方や行動障がいを 有する方、高齢の障がい者への対応な ど専門的な支援のできる人材養成のた めの研修会に関する情報の共有化を図 ります。	○専門的な対応ができる人材 養成のための情報提供
5	地域の体制づくり	コーディネーターの配置による多様な ニーズへの対応を図り、地域生活を支 援します。	○コーディネーターの配置 ○自立支援協議会での協議 ○地域ケア会議との連携
6	予防支援	障がいの早期発見と家族支援による予 防支援に努めます。	○障がい児の地域生活支援○家族に対する支援○学齢期から青年期への切れ目のない連携支援



基本目標② 日常生活支援

施策(1) サービスの利用支援と質の更なる向上

障がい者が地域で生活するためには、各種の支援サービスを適切に活用することが重要です。そのためには、支援を必要とする人への適切な情報提供とともに、サービス利用等に関する相談やコーディネートの推進、サービスの質の向上につなげるための利用状況の評価を行い、サービスの利用支援だけでなく質の向上も図ります。

	施策事業名	施策事業内容	具体的な取組事例
1	手帳制度の普及と 取得の推進	障がいに関する様々なサービスの提供 を受けられるよう、身体障害者手帳、 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の 制度の普及と取得を推進します。	○身体障害者手帳の交付事務○療育手帳の交付事務○精神障害者保健福祉手帳の交付事務
2	各種制度の周知と 利便性の向上	医療・保健・福祉の各種制度の周知を 図り、サービス利用における利便性を 向上させます。	○田沼・葛生行政センターの窓口における関係各課所管の申請書等受付 ○障がい福祉サービスの手引きの作成・配布 ○パンフレット等による医療制度の周知
3	サービス提供体制の確保	障がい福祉サービス利用者等がより良いサービスを受けられるよう、適切な個別支援計画を作成するとともに、サービス提供事業所の人材資質向上を支援します。	○指定特定(指定障害児)相談 支援事業者の指定 ○相談支援専門員の確保とサービス等利用計画作成の支援 (で)ででででででは、 (で)ででででででででいる。 (で)ででででででででででいる。 (で)でででででででででいる。 (で)ででででででででいる。 (で)でででででででいる。 (で)では、(で)で)では、(で)では、(で)では、(で)では、(で)では、(で)では、(で)では、(で)では、(で)では、(で)では、(で)では、(で)で)では、(で)では、(で)では、(で)で)では、(で)では、(で)では、(で)で)では、(で)では、(で)で)では、(で)では、(で)で)では、(で)では、(で)で)では、(で)で)では、(で)で)では、(で)では、(で)で)では、(で)で)では、(で)では、(で)で)では、(で)では、(で)で)では、(で)では、(で)で)では、(で)では、(で)で)では、(で)で)では、(で)では、(で)で)では、(で)で)では、(で)では、(で)で)では、(で)で)では、(で)で)では、(で)で)では、(で)で)では、(で)で)では、(で)では、(で)で)では、(で)で)では、(で)で)では、(で)では、(で)で)でいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい
4	サービス利用状況の評価	障がい福祉サービス等の利用量等が適 切であるか、サービスの利用状況の評 価を行います。	○自立支援協議会によるサー ビス提供体制に関する評価
5	難病患者への制度 利用に関する一層 の周知	対象疾患が障がい福祉サービスの対象 となっていることについて、一層の周 知を図ります。	○難病(厚生労働大臣が定め る特殊の疾病)患者への障 がい福祉サービス等の案 内・周知



施策(2) 多様なニーズに配慮したサービスの提供

障がいの多様化とともに支援ニーズは多岐にわたることから、障がいの特性を 踏まえ支援の充実を図ります。また、障がいの原因となる疾病等の適切な予防及び 早期発見・治療の推進を図るため、健康診査等の各種施策を推進します。

	施策事業名	施策事業内容	具体的な取組事例
1	疾病等の予防・ 早期発見	障がいの原因となる疾病等の早期発見 と予防のために生活習慣の改善を推進 します。	○医療機関重複頻回受診者等 指導訪問 ○パンフレットによる啓発 ○パンフレット等による医療 制度の周知 ○健康サポーター等の活動支 援 ○糖尿病性腎症重症化予防保 健指導 ○高齢者の保健事業と介護予 防等の一体的実施事業ハイ リスクアプローチ
2	健康診査等の推進	人間ドック等の健康診査の支援、妊産 婦の健康教育、保健指導及び健康診査、 新生児や乳幼児に対する健康診査及び 保健指導等の推進を図ります。	○人間ドックの費用助成 ○妊産婦健康診査 ○新生児聴覚診査 ○股関節脱臼検診 ○乳児健康診査 ○幼児健康診査 ○乳児家庭全戸訪問 ○各種がん検診等 ○特定健康診査 ○後期高齢者医療健康診査
3	リハビリテーショ ンの推進	生活の質の向上を図るため、各種リハ ビリテーションの推進を図ります。	○訪問系・日中活動系・居住系の各サービスの提供○介護予防のための生活機能の維持向上を支援○更生・育成医療費の給付○重度心身障がい者医療費助成



基本目標③ 社会参加を促進する支援

施策(1) 雇用・労働施策と連携した総合的な支援

公共職業安定所等と連携して障がい者の雇用を促進し、障がいに配慮した適切 な就労条件の整備を図るために、事業主等を対象にした広報や啓発活動を行い、雇 用の場を拡大するとともに、就労定着支援を推進します。

また、福祉的就労を支援するために、障がい者優先調達推進方針に基づき、障がい者施設等の役務提供や物品購入について積極的に取り組みます。

	施策事業名	施策事業内容	具体的な取組事例
1	障がい者雇用の 促進	公共職業安定所、障害者就業・生活支 援センター等と連携して、障がい者の 雇用を促進します。	○自立支援協議会における障 がい者雇用を促進するため の検討
2	障がい者雇用の 啓発と就労定着 支援	事業主等に対して、障がい者の雇用機 会の拡大のために雇用に関する啓発を 推進します。	○就労のための訓練サービス による就労移行・定着支援
3	優先調達の推進	障がい者施設等における、委託業務の 発注や物品購入等の推進を図ります。	○障がい者優先調達推進方針 の作成 ○物品の購入支援
4	福祉的就労の利用 促進	企業への就労は困難でも、社会参加へ の意欲を高め、適性や能力が十分に発 揮できる福祉的就労の場の利用を促進 します。	○地域活動支援センターによる創作的活動又は生産活動機会の提供と社会との交流の供与 ○就労のための訓練サービスの提供



施策(2) 教育・学習に関する多様な支援

障がい者の状況や多様な支援ニーズに応じて、適切な教育や、事業所等による各 ライフステージに合う様々な学習や交流の機会を充実させます。

	施策事業名	施策事業内容	具体的な取組事例
1	共に遊び学ぶ機会 の拡充	障がいのある児童と障がいのない児童 が共に遊び学ぶ機会を拡充し、豊かな 人間形成を目指します。	○こどもクラブの実施 ○子育て関連施設での各種教 室や季節の事業の実施 ○放課後子ども教室の実施
2	教育的ニーズへの対応	障がいのある児童生徒一人ひとりの状況を把握し、教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行います。	○教育支援委員会による早期 教育相談の充実 ○教育相談の実施 ○スクーリング・サポートの 実施 ○さわやか教育指導員の配置 ○さわやか健康指導員の配置 ○特別支援学級支援員の配置 ○特別支援学級支援員の配置 ○家庭教育推進講座の開催 ○巡回相談の実施 ○心の教室相談員の配置 ○不登校児童生徒への支援
3	生涯にわたる多様な学習機会の確保	障がい者が、学びたいことを適切に学 ぶことができるよう、学習環境の整備・ 充実を図ります。	○楽習講師出前講座の開催○生涯学習の推進○市民大学の開催○集会所文化教養講座の開催○読書バリアフリーサービスの提供
4	交流機会の提供	障がいのある人も障がいのない人も共 に交流できる機会を充実します。	○高齢者ふれあいサロンの実施○高齢者生きがい活動の支援○家族介護者交流の支援



施策(3) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進

障がい者の文化・スポーツ・レクリエーション活動は、単に社会参加という視点だけでなく、本人の生活の質の向上を図るために重要です。障がい者及び障がい者を含めた市民が一体となった、文化活動やスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

	施策事業名	施策事業内容	具体的な取組事例
1	文化祭・スポーツ 大会等への参加支 援	障がい者が栃木県等で主催する文化 祭、スポーツ大会等へ参加することを 支援します。	○全国大会等出場者への支援○栃木県障害者スポーツ大会への参加支援○安足地区身体障がい者スポーツ大会への参加支援
2	スポーツ・レクリ エーションの振興	障がい者も楽しめるスポーツ・レクリ エーションの振興を図ります。	○スポーツ教室の開催○総合型地域スポーツクラブ設立・活動の支援○レクリエーション大会開催○学校を開放しスポーツに親しむ環境の提供
3	芸術文化活動支援	障がい者の文化活動や、自らの創作活動の成果を発表する機会を確保できるよう支援します。	○文化協会への支援○佐野市生涯楽習フォーラムの開催○特別支援教育研究会への支援○さわやか教育指導員の配置(再掲)○さわやか健康指導員の配置(再掲)○特別支援学級支援員の配置(再掲)○特別支援学級支援員の配置(再掲)
4	社会参加手段の充 実	障がい児・者が積極的に活動へ参加できるよう、様々な社会参加手段の充実を図ります。	○障がい者福祉タクシー券の 給付○自動車改造費用の助成○屋外での移動が困難な障が い者への移動支援○生活路線バスの運行事業者 への支援



基本目標④ 障がい児・家族支援

施策(1) 療育・保育・教育の質の充実

早期発見・早期療育及び保育・教育の場での関係機関の連携による、障がい児の健全な発達を支援します。

	施策事業名	施策事業内容	具体的な取組事例
1	早期発見・早期支 援の充実	障がい児の支援が早期からできるよう、早期発見と早期支援に努めます。	○幼児教室○のびのび発達相談○乳児健康診査(再掲)○幼児健康診査(再掲)○乳児家庭全戸訪問(再掲)
2	関係機関が連携した支援の充実	障がい児の支援について、関係機関が 連携して支援します。	○サポートファイルの作成と 活用の普及
3	障がい児サービス の充実	障がい児に対して通所による療育支援や、保育所等に訪問して障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援をします。	○児童発達支援・放課後等デ イサービス ○保育所等訪問支援 ○保育所等での支援
4	障がい児保育・教 育の充実	障がい児の健全な発達を支援するため、保育の質の向上、人材の確保及び 環境整備に努めます。	○すこやか保育研究会の実施○すこやか保育嘱託医や療育 指導者などによる巡回訪問 指導の実施○保育所等への個別訪問指導○特別支援学級支援員の配置(再掲)
5	教育的配慮の充実	障がいのある児童・生徒等の教育的ニ ーズに応じた支援の充実に努めます。	○教育相談の実施(再掲)○スクーリング・サポートの実施(再掲)○巡回相談の実施(再掲)○さわやか教育指導員の配置(再掲)○さわやか健康指導員の配置(再掲)○特別支援学級支援員の配置(再掲)



施策(2) 発達障がい児支援の充実

発達障がい児への適切な療育により、生活能力の向上などの支援に取り組みます。また、切れ目のない一貫した支援の提供により、学齢期から青年期へのスムーズな移行支援を図ります。

	施策事業名	施策事業内容	具体的な取組事例		
1	発達障がい児支援 の充実	発達障がい児が、社会生活上必要とす る知識や技能の習得を支援します。	○ソーシャルスキルトレーニ ングの実施		
2	学齢期から青年期への移行支援	学齢期から青年期へのスムーズな移行 支援を図ります。	○児童発達支援・放課後等ディサービス(再掲) ○障がい児相談支援 ○障がい福祉サービス等の周知 ○特別支援学校との連携による就労支援 ○障がい福祉サービスへの円滑な移行支援		

施策(3) 家族支援の充実

発達障がい児の健全な育成のためには、障がい児本人だけでなく、家族に寄り添った支援が重要です。家族への学習の場の提供や相談などの実施により、発達障がい児の支援に取り組みます。

	施策事業名	施策事業内容	具体的な取組事例
1	家族支援の充実	障がい児・者をもつ家族のために、障がいに対する理解を助け、家族間の横のつながりづくりを支援します。	○発達障がい児の保護者を対象とした講演会や学習会、相談会の実施○教育支援委員会による早期教育相談の充実(再掲)○ヤングケアラーへの支援○日中一時支援事業の利用による支援(再掲)
2	進路相談の充実	障がい児の特性に応じた進路相談や、 障がい福祉に関する情報を提供しま す。	○特別支援学校等の卒業予定 者を対象とした相談会○発達検査の実施(再掲)○教育支援委員会による早期 教育相談の充実(再掲)















第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画















第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画で定める事項

本章では、障害者総合支援法第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」 及び児童福祉法第33条の20第1項に定める「市町村障害児福祉計画」として、 国の基本指針等に基づき、令和8年度を最終年度とする成果目標、令和6年度 から令和8年度までの各年度における障がい福祉サービス等、障がい児通所支 援等及び地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確 保のための方策を定めます。

成果目標では、地域生活への移行や就労支援など、障がい児・者が直面する 課題に対応するため、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」をはじめとする 7項目を掲げ、サービス等の提供体制の確保に係る目標を設定します。

各年度における各種サービス等の見込量と確保の方策では、指定障がい福祉 サービス等及び指定障がい児通所支援等並びに地域生活支援事業の種類ごとの 実施に関する考え方や必要な給付量の見込を設定します。

なお、障害者総合支援法第88条第6項及び児童福祉法第33条の20第6項の規定により、「市町村障害福祉計画」と「市町村障害児福祉計画」を一体のものとして作成し、名称を「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」とします。また、記載方法についても、それぞれを区分することなく一連のものとし、計画期として、障がい福祉計画は第7期、障がい児福祉計画は第3期の扱いとします。



2. 令和8年度を最終年度とする目標の設定(成果目標)

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行(成果目標①)

施設入所者の地域生活への移行について、国の基本指針では、「令和5年3月31日時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和5年3月31日時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。」と定めています。

さらに、「第6期障害福祉計画で定めている施設入所者の地域生活への移行及 び施設入所者の削減目標が達成されないと見込まれる場合は、この未達成割合 を加えた割合以上を目標値とする。」と定めています。

施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標については、本市の支援による施設入所者数の状況等と栃木県の方針をもとに検討し、地域生活への移行者数を令和5年3月31日時点の施設入所者の1.4%、令和8年度末の施設入所者数を令和5年3月31日時点の施設入所者数から0%削減(現状維持)と定め、次のように設定します。

【成果目標①の設定】

図表5-1 施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標

項目	数値	左の数値の算出方法
令和5年3月31日時点の 施設入所者数(A)	151人	令和5年3月31日時点の施設入所者数
地域生活移行者数	2人	施設入所からグループホーム等へ移行する者の数((A)×1.4%)
削減見込	0人	施設入所者数削減見込み数 ((A)×0%)



(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(成果目標②)

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するに当たり、 国の基本指針に基づき、次の項目について図表5-2のとおり設定します。

- ①保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数の見込み
- ②保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの協議の場への参加者数の見込み
- ③保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施 回数の見込み
- ④精神障がい者の地域移行支援の利用見込者数
- ⑤精神障がい者の地域定着支援の利用見込者数
- ⑥精神障がい者の共同生活援助の利用

 見込者数
- ⑦精神障がい者の自立生活援助の利用見込者数
- ⑧精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用見込者数

④~⑧における利用見込者数については、「第5章 障がい福祉計画・障がい 児福祉計画」における地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活 援助及び自立訓練(生活訓練)の見込量(96、107、108、110ページにそれ ぞれ記載)との整合性を考慮して設定します。

【成果目標②の設定】

図表5-2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標

項 目	数値
① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	2回/年度
② 保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、 当事者、家族等の関係者ごとの協議の場への参加者数	1人/各分野
③ 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及 び評価の実施回数	1回/年度
④ 精神障がい者の地域移行支援利用者数	2人/年度
⑤ 精神障がい者の地域定着支援利用者数	2人/年度
⑥ 精神障がい者の共同生活援助利用者数	100人/年度
⑦ 精神障がい者の自立生活援助利用者数	1人/年度
⑧ 精神障がい者の自立訓練(生活訓練)利用者数	2人/年度



(3) 地域生活支援の充実(成果目標③)

国の基本指針では、障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を 充実させるため、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点 等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地 域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、 支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進 め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを定 めています。

また、強度行動障がいを有する障がい者の支援体制の充実を図るため、令和 8年度末までに、各市町村において強度行動障がいを有する障がい者に関して、 その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を 進めることを定めています。

本市では、平成29年度に地域生活支援拠点等の整備を行い、以後、その機能の充実を図るためのコーディネーターの配置や地域生活支援拠点等の機能を担う担当者の配置を行い、支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討を毎年度2回程度実施する機会を確保しています。

今後さらに、強度行動障がいを有する障がい者の支援体制の充実を図るため、 令和8年度末までに強度行動障がいを有する障がい者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めていきます。

【成果目標③の設定】

図表5-3 地域生活支援の充実のための体制整備の見込み

項目	目標値等
1 地域生活支援拠点等の機能の充実を図るためのコーディネーター の配置人数	1名
2 支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討する回数	2回/年度
3 強度行動障がいを有する障がい者の支援ニーズの把握・支援体制	令和8年度まで に整備



(4) 福祉施設から一般就労への移行等(成果目標④)

福祉施設から一般就労への移行等について、国の基本指針では、令和8年度中又は令和8年度末時点における成果目標として次のように定めています。

- ①就労移行支援事業所等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業)を通じた令和8年度中の一般就労への移行実績を令和3年度の実績の1.28倍以上(就労移行支援事業は1.31倍以上、就労継続支援A型事業は1.29倍以上、就労継続支援B型事業は1.28倍以上)とする。
- ②令和8年度中における、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ 移行した者の割合が5割以上となる事業所を事業所全体の5割以上とする。
- ③令和8年度中の就労定着支援の利用者数を令和3年度の実績の1.41倍以上とする。
- ④令和8年度中における、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上となる事業所を事業所全体の2割5分以上とする。

これに沿って、本市における福祉施設から一般就労へ移行する人等の数値目標を次のように設定します。



【成果目標④の設定】

図表5-4 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標

項目	目標値等	目標値等の内容
令和3年度中の一般就労 移行者数(就労移行支援等)	1 1人 (A)	令和3年度において就労移行支援事 業所等を退所し、一般就労した者の数
令和3年度中の一般就労 移行者数(就労移行支援)	8人 (B)	令和3年度において就労移行支援事 業所を退所し、一般就労した者の数
令和3年度中の一般就労 移行者数(就労継続支援A型)	2人 (C)	令和3年度において就労継続支援A型 事業所を退所し、一般就労した者の数
令和3年度中の一般就労 移行者数(就労継続支援B型)	1人 (D)	令和3年度において就労継続支援B型 事業所を退所し、一般就労した者の数
①-1 令和8年度中における 一般就労移行者数 (就労移行支援等から)	14人 ((A)×1.28)	令和8年度において就労移行支援事 業所等を退所し、一般就労する者の数
①-2 令和8年度中における 一般就労移行者数 (就労移行支援から)	10人 ((B)×1.31)	令和8年度において就労移行支援事 業所を退所し、一般就労する者の数
①-3 令和8年度中における 一般就労移行者数 (就労継続支援A型から)	2人 ((C)×1.29)	令和8年度において就労継続支援A型 事業所を退所し、一般就労する者の数
①-4 令和8年度中における 一般就労移行者数 (就労継続支援B型から)	1人 ((D)×1.28)	令和8年度において就労継続支援B型 事業所を退所し、一般就労する者の数
②【目標値】令和8年度中に おける就労移行支援事業利 用終了者に占める一般就労 へ移行した者の割合が5割 以上となる事業所の割合	50%	令和8年度中において、就労移行支援 事業利用終了者に占める一般就労へ 移行した者の割合が5割以上となる 事業所の割合
③【目標値】令和8年度中の 就労定着支援の利用者数	2人	令和8年度中の就労定着支援の利用 者数の目標値を令和3年度の実績(2 人)の1.41倍以上とする
④【目標値】令和8年度中の 就労定着率が7割以上の 事業所の割合	25%	令和8年度中において、就労定着率が 7割以上となる事業所の割合



(5) 障がい児支援の提供体制の整備等(成果目標⑤)

障がい児支援の提供体制の整備等については、国の基本指針に基づき、令和8年度末までに、①児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを1か所以上設置すること、②児童発達支援センターや障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築すること、③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保すること、④医療的ケア児等が適切な支援が受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置することを定めています。

本市では、令和元年度に県の指定を受けて設置された児童発達支援センターを中心に、重層的な地域支援や障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築に努めるとともに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保します。

また、医療的ケア児等が適切な支援を受けられるための関係機関等が連携を 図るための協議の場として位置付けている自立支援協議会や、令和2年度から 継続して配置している医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコー ディネーターの活用も図ります。

【成果目標⑤の設定】

図表5-5 障がい児支援の提供体制の整備等の見込み

項 目	目標値等
① 重層的な地域支援体制の構築のための児童発達支援センターの設置 箇所数	1か所
② 保育所等訪問支援を活用し、障がい児の地域社会への参加・包容 (インクルージョン)を推進する体制	令和8年度まで に構築
③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等 デイサービス事業所	1か所以上確保
④−1医療的ケア児等が適切な支援が受けられるように、関係機関等が連携を図るための協議の場	設置
④-2医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1名



(6) 相談支援体制の充実・強化等(成果目標⑥)

相談支援体制を充実・強化するため、国の基本指針では令和8年度末までに、 各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機 関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを 設置するとともに、地域の相談体制の強化を確保するため、次に掲げる項目の 見込みを設定します。

- ①基幹相談支援センターの設置有無の見込み
- ②地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- ③地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数
- ④地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- ⑤個別事例の支援内容の検証の実施回数
- ⑥基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数

また、協議会(障害者総合支援法第89条の3に規定する協議会をいい、本市では「自立支援協議会」と呼称しています。)の機能をより実効性のあるものとするため、個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等の取組として、次に掲げる項目の見込みを設定し、そのために必要な体制を確保します。

- ⑦相談支援事業所の参画による事例検討実施回数、参加事業者・機関数
- ⑧協議会の専門部会の配置数、実施回数

これに沿って、本市における相談支援体制の充実・強化等のための取組に関する目標を次のように設定します。



【成果目標⑥の設定】

図表5-6 相談支援体制の充実・強化等のための取組に関する目標

項目	目標値等
①基幹相談支援センターの設置有無の見込み	有(設置済み)
②地域の相談支援事業所に対する訪問等に よる専門的な指導・助言件数	10件/年度
③地域の相談支援事業所の人材育成の支援 件数	10件/年度
④地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2回/年度
⑤個別事例の支援内容の検証の実施回数	2回/年度
⑥基幹相談支援センターにおける主任相談支 援専門員の配置数	2名
⑦-1 相談支援事業所の参画による事例 検討実施回数	2回/年度
⑦-2 相談支援事業所の参画による事例 検討参加事業者・機関数	10事業者/年度
⑧-1 協議会の専門部会の配置数	3部会
⑧-2 協議会の専門部会の実施回数	3回/年度



(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 (成果目標⑦)

障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのため、本市の職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが求められます。

また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤をなくすための 取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要です。

そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、図表5-7の各項目に掲げる障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。

図表5-7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組

項 目	目標値等
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への 市職員の参加人数の見込み	5人
「障害者自立支援審査支払等システム」による審査結果の共有	
「障害者自立支援審査支払等システム」等による審査結果を分析して その結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及 びその実施回数の見込み	有 1回
指導監査結果の市との共有	
県が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所 支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治 体と共有する体制の有無及び共有回数の見込み	有 1回



3. 訪問系サービスの見込量と確保の方策

(1) 訪問系サービスの見込量

近年の利用量及び利用者数は、一部のサービスで減少傾向がみられるものの、 今後、増加することも予想して、必要なサービスの見込量を設定します。

① 居宅介護(ホームヘルプサービス)

「居宅介護」(ホームヘルプサービス)は、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。

② 重度訪問介護

「重度訪問介護」は、重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所している障がい者に対して、意思疎通その他の必要な支援を行うサービスです。

③ 同行援護

「同行援護」は、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際の必要な援助を行うサービスです。

④ 行動援護

「行動援護」は、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動する際の必要な援助を行うサービスです。



⑤ 重度障害者等包括支援

「重度障害者等包括支援」は、常時介護を要する人で、意思疎通を図ることに著しい支障があり、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供するサービスです。

図表5-8 訪問系サービスの見込量

(月間)

(月间)						
		第6期計画			第7期計画	
訪問系サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (4~7月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込時間数(時間)	2,950	3,020	3,090	2,710	2,710	2,710
居宅介護	2,200	2,250	2,300	2,100	2,100	2,100
重度訪問介護	0	0	0	0	0	0
同行援護	650	670	690	530	530	530
行動援護	100	100	100	80	80	80
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
実績時間数(時間)	2,760	2,601	2,657			
居宅介護	2,165	1,998	2,072	_		
重度訪問介護	0	0	0	_		
同行援護	519	528	504			
行動援護	76	75	81			
重度障害者等包括支援	0	0	0	_	_	_
見込利用人数(人)	228	233	238	243	243	243
居宅介護	188	192	196	200	200	200
重度訪問介護	0	0	0	0	0	0
同行援護	32	33	34	35	35	35
行動援護	8	8	8	8	8	8
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
実績利用人数(人)	230	231	240	—		—
居宅介護	192	190	198			
重度訪問介護	0	0	0	—		—
同行援護	31	35	35			
行動援護	7	6	7	—		
重度障害者等包括支援	0	0	0	_	_	_

(2) 訪問系サービスの確保の方策

障がい者が安心して在宅生活を送れるよう、必要なサービスの量を確保できるよう連携体制を強化するとともに、様々な障がいの特性に配慮したサービスの提供が行われるよう、サービス提供者の資質の向上にも取り組みます。



4. 日中活動系サービスの見込量と確保の方策

(1)日中活動系サービスの見込量

① 療養介護

「療養介護」は、病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者で常時介護を要する人に、主として昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行うサービスです。

筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等で気管切開を伴う人工呼吸器による 呼吸管理を行う障がい支援区分が区分6の人、重症心身障がい者又は進行性 筋委縮症患者等で障がい支援区分が区分5以上の人が対象となります。

利用者数については、児童入所施設からの移行者数も考慮して、見込量を 設定します。

図表5-9 療養介護の見込量

		第6期計画			第7期計画	(/1141/
療養介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (4~7月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用人数 (人)	24	24	24	20	20	20
実績利用人数 (人)	22	21	18	_	_	_



② 生活介護

「生活介護」は、施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者で、常時介護を要する人に、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行うサービスです。

生活介護の利用状況をみると、実績サービス量・実績利用人数ともに横ばいとなっています。今後も、特別支援学校等からの新規利用者が見込まれること等を考慮して、見込量を設定します。

図表5-10 生活介護の見込量

		第6期計画			第7期計画	(7月日)
訪問系サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (4~7月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込サービス量(人日)	3,970	4,050	4,130	8,620	8,620	8,620
うち重度障がい者		—		1,800	1,800	1,800
強度行動障がい				1,725	1,725	1,725
高次脳機能障がい				15	15	15
医療的ケア				30	30	30
その他				30	30	30
実績サービス量(人日)	4,141	3,886	4,014			
うち重度障がい者	<u> </u>	—	—	<u> </u>	—	—
強度行動障がい						
高次脳機能障がい						
医療的ケア						
その他						_
見込利用人数(人)	275	280	285	431	431	431
うち重度障がい者				120	120	120
強度行動障がい				115	115	115
高次脳機能障がい				1	1	1
医療的ケア				2	2	2
その他	_		_	2	2	2
実績利用人数(人)	282	274	277		<u> </u>	—
うち重度障がい者						—
強度行動障がい						
高次脳機能障がい						
医療的ケア	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	—
その他			_			



③ 自立訓練(機能訓練)

「自立訓練(機能訓練)」は、障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所において、又は障がい者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービスです。

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の 支援が必要な人が対象となります。

市内には自立訓練(機能訓練)サービスを提供する事業所はありませんが、 宇都宮市内にある「栃木県立リハビリテーションセンター」等を利用して機 能訓練を受ける利用者を想定し、見込量を設定します。

図表5-11 自立訓練(機能訓練)の見込量

	第6期計画			第7期計画			
自立訓練(機能訓練)	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (4~7月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
見込サービス量 (人日)	20	20	20	20	20	20	
実績サービス量 (人日)	10	29	0			_	
見込利用人数 (人)	1	1	1	1	1	1	
実績利用人数 (人)	1	2	0	_	_	_	



④ 自立訓練(生活訓練)

「自立訓練(生活訓練)」は、障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所において、又は障がい者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービスです。

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人が対象となります。

自立訓練(生活訓練)の利用状況をみると、市内には本サービスを提供する事業所はありませんが、市外にある事業所の利用を想定し、見込量を設定します。

図表5-12 自立訓練(生活訓練)の見込量

	第6期計画			第7期計画			
自立訓練(生活訓練)	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (4~7月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
見込サービス量(人日)	20	20	20	60	60	60	
実績サービス量(人日)	37	42	66	_	_	_	
見込利用人数(人)	1	1	1	3	3	3	
実績利用人数(人)	2	3	3	_	_	_	



⑤ 宿泊型自立訓練

「宿泊型自立訓練」は、居室その他の設備を利用して、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービスです。

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している人で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障がい者が対象となります。

宿泊型自立訓練の利用状況をみると、近隣市内にある事業所において一定 の利用実績があり、今後も同程度の見込量を設定します。

図表5-13 宿泊型自立訓練の見込量

	第6期計画			第7期計画			
宿泊型自立訓練	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (4~7月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
見込サービス量 (人日)	120	120	120	110	110	110	
実績サービス量 (人日)	113	108	71				
見込利用人数 (人)	5	5	5	4	4	4	
実績利用人数 (人)	4	4	3		_	_	



⑥ 就労選択支援

「就労選択支援」は、就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)を利用する意向のある障がい者に対し、就労アセスメントを通じて本人の能力や適性を客観的に評価し、長所や課題などを把握した上で、必要な配慮や支援を確認し、事業者等との連絡・調整等の支援を行うサービスです。

令和7年10月からの新規サービスであるため、これまでの利用実績はありませんが、就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)の利用見込量などを考慮して、見込量を設定します。

図表5-14 就労選択支援の見込量

	第6期計画			第7期計画		
就労移行支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用人数 (人)		_			15	30



⑦ 就労移行支援

「就労移行支援」は、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障がい者に、生産活動、職場体験等その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行うサービスです。

就労を希望する人で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介等の支援が必要な65歳未満の人又は65歳以上の人(65歳に達する前5年間引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受け、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた障がい者)が対象となります。

就労移行支援の利用状況をみると、顕著な増加傾向はみられないものの、 特別支援学校等からの新規利用者と事業所の増加を考慮し、見込量を設定し ます。

図表5-15 就労移行支援の見込量

	第6期計画			第7期計画			
就労移行支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (4~7月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
見込サービス量 (人日)	476	493	510	440	440	440	
実績サービス量 (人日)	440	431	388	_	_		
見込利用人数 (人)	28	29	30	25	25	25	
実績利用人数 (人)	25	24	21	_	_		



⑧ 就労移行支援(養成施設)

「就労移行支援(養成施設)」は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の学校又は養成施設において、それぞれの免許を取得するための支援を 3年間又は5年間行うサービスです。

あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより就労を希望する障がい者が対象となります。

今後も、支援期間中の継続利用者や新規利用者を考慮し、見込量を設定します。

図表5-16 就労移行支援(養成施設)の見込量

就労移行支援(養成施設)	第6期計画			第7期計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (4~7月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
見込サービス量 (人日)	42	42	42	21	21	21	
実績サービス量 (人日)	0	0	0	_	_		
見込利用人数 (人)	2	2	2	1	1	1	
実績利用人数 (人)	0	0	0			_	



⑨ 就労継続支援(A型)

「就労継続支援(A型)」は、通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うサービスです。

企業等に就労することが困難で、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な65歳未満の人又は65歳以上の人(65歳に達する前5年間引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受け、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた障がい者)が対象となります。

就労継続支援(A型)の利用状況をみると、市内に設置された事業所の増加に伴い、実績サービス量・実績利用人数ともに増加しており、今後の見通しを考慮し、見込量を設定します。

図表5-17 就労継続支援(A型)の見込量

		第6期計画		第7期計画			
就労継続支援(A型)	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (4~7月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
見込サービス量 (人日)	1,670	1,765	1,860	2,700	2,800	2,900	
実績サービス量 (人日)	1,797	2,185	2,487	_		_	
見込利用人数 (人)	85	90	95	135	140	145	
実績利用人数 (人)	92	115	130	_	_	_	



⑩ 就労継続支援(B型)

「就労継続支援(B型)」は、通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人その他の通常の事業所に雇用されることが困難な人に、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うサービスです。

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、 一定年齢に達していて、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人が対象となります。

就労継続支援 (B型) の利用状況をみると、市内の事業所数の増加が続き、 実績値が見込量を上回っています。今後の増加の見通しを考慮し、見込量を 設定します。

図表5-18 就労継続支援(B型)の見込量

		第6期計画		第7期計画			
就労継続支援(B型)	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (4~7月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
見込サービス量 (人日)	3,470	3,550	3,630	4,080	4,165	4,250	
実績サービス量 (人日)	3,523	3,600	3,873	_	_	_	
見込利用人数 (人)	205	210	215	240	245	250	
実績利用人数 (人)	213	224	237	_	_	_	



① 就労定着支援

「就労定着支援」は、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行うサービスです。

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用した後、通常 の事業所に新たに雇用された障がい者で、就労を継続している期間が6か月 を経過した人が対象となります。

就労定着支援の利用状況をみると、利用実績は横ばいとなっています。 今後の増加の見通しを考慮し、見込量を設定します。

図表5-19 就労定着支援の見込量

						(/기타기/
	第6期計画			第7期計画		
就労定着支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (4~7月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用人数 (人)	20	25	30	12	13	14
実績利用人数 (人)	11	11	11	_	_	_



② 短期入所(ショートステイ)

「短期入所(ショートステイ)」は、居宅において、その介護を行う人の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等に、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行うサービスです。

障がい支援区分が区分1以上である障がい者、「障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分」における区分1以上に該当する障がい児が対象となります。

短期入所(ショートステイ)の利用状況をみると、常に一定の利用実績があり、今後も一定の利用が見込まれることを考慮し、見込量を設定します。

図表5-20 福祉型短期入所の見込量

		第6期計画			第7期計画	
福祉型短期入所	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (4~7月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込サービス量(人日)	210	210	210	150	150	150
うち重度障がい者				20	20	20
強度行動障がい		—		10	10	10
高次脳機能障がい	—	—		10	10	10
医療的ケア				0	0	0
その他		_		0	0	0
実績サービス量(人日)	134	106	144			—
うち重度障がい者	<u>—</u>			<u>—</u>		—
強度行動障がい	—	—				—
高次脳機能障がい						
医療的ケア						
その他	_		_	_	_	_
見込利用人数(人)	26	26	26	15	15	15
うち重度障がい者	—	—		2	2	2
強度行動障がい	—	_		1	1	
高次脳機能障がい				1	1	1
医療的ケア				0	0	0
その他	_	_	_	0	0	0
実績利用人数(人)	13	13	17	—	—	—
うち重度障がい者	—	—		<u>—</u>		—
強度行動障がい						
高次脳機能障がい	<u>—</u>	<u>—</u>		<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>
医療的ケア						
その他						



第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

図表5-21 福祉型短期入所(強化)の見込量

1=11 mil-40 3 -6		第6期計画			第7期計画	
福祉型短期入所 (強化)	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (4~7月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込サービス量(人日)	40	40	40	50	50	50
うち重度障がい者				50	50	50
強度行動障がい				0	0	0
高次脳機能障がい			<u>—</u>	0	0	0
医療的ケア	<u> </u>	<u>—</u>		50	50	50
その他	<u>—</u>			0	0	0
実績サービス量(人日)	49	48	47			
うち重度障がい者	-					
強度行動障がい						
高次脳機能障がい	-					
医療的ケア						
その他	_		_	_	_	_
見込利用人数(人)	4	4	4	3	3	3 3
うち重度障がい者	—	—		3	3	3
強度行動障がい	—	—	—	0	0	0
高次脳機能障がい	—	<u> </u>		0	0	0
医療的ケア	—	—	—	3	3	3
その他	_		_	0	0	0
実績利用人数(人)	2	3	3		—	—
うち重度障がい者	—	—	—	—	—	
強度行動障がい						
高次脳機能障がい		—				
医療的ケア						
その他	_	_				_



(月間)

						(月间)
		第6期計画			第7期計画	
医療型短期入所	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (4~7月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込サービス量(人日)	20	20	20	8	8	8
うち重度障がい者				8	8	8
強度行動障がい				0	0	0
高次脳機能障がい				0	0	0
医療的ケア				0	0	0
その他		_		8	8	8
実績サービス量(人日)	1	2	15		_	-
うち重度障がい者	—					
強度行動障がい	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>		
高次脳機能障がい		<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>
医療的ケア						
その他	_	_	_	_	_	
見込利用人数(人)	6	6	6	4	4	4
うち重度障がい者	—			4	4	4
強度行動障がい	—			0	0	0
高次脳機能障がい		<u>—</u>		0	0	0
医療的ケア		<u>—</u>		0	0	0
その他				4	4	4
実績利用人数(人)	0	1	4		<u> </u>	—
うち重度障がい者	—					—
強度行動障がい	—		—	—	—	—
高次脳機能障がい	—		—	—	<u> </u>	—
医療的ケア	—					
その他					_	

(2)日中活動系サービスの確保の方策

日中活動系のサービスについては、今後も、特別支援学校の卒業生や退院可能な精神障がい者等の新規増加が見込まれ、ニーズを的確に把握した上で、効率的かつ効果的に必要なサービス量を確保することが重要です。

自立支援協議会等を通して利用者のニーズを把握し、各事業所との連携体制をさらに充実させ、近隣市町とも協力し合いながら市町の枠を超えて利用しやすい環境づくりに配慮し、利用者が必要とするサービスを適正な量で提供できるよう取り組みます。



5. 居住系サービスの見込量と確保の方策

(1) 居住系サービスの見込量

① 自立生活援助

「自立生活援助」は、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行うサービスです。

障がい者支援施設若しくは共同生活援助(グループホーム)の利用者又は 精神科病院に入院していた精神障がい者などが対象となります。

施設入所支援または共同生活援助の利用を経て居宅生活へ移行した障がい者のうち、理解力や生活力等が十分でないために支援が必要な利用者のニーズを考慮し、見込量を設定します。

図表5-23 自立生活援助の見込量

	第6期計画			第7期計画			
自立生活援助	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (4~7月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
見込利用人数 (人)	2	2	2	1	1	1	
実績利用人数 (人)	0	0	0		_	_	



② 共同生活援助(グループホーム)

「共同生活援助 (グループホーム)」は、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

障がい者(身体障がい者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人)が対象となります。

入所施設からの移行、重度の障がい者及び新規利用のニーズ等を考慮し、 見込量を設定します。

図表5-24 共同生活援助の見込量

		第6期計画		第7期計画			
訪問系サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (4~7月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
見込利用人数(人)	160	165	170	210	220	230	
うち重度障がい者				40	40	40	
強度行動障がい				35	35	35	
高次脳機能障がい				1	1	1	
医療的ケア				2	2	2	
その他				2	2	2	
実績利用人数(人)	172	190	207				
うち重度障がい者							
強度行動障がい							
高次脳機能障がい							
医療的ケア							
その他		_					



③ 施設入所支援

「施設入所支援」は、その施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

生活介護を受けている人で、障がい支援区分が区分4(50歳以上の者にあっては区分3)以上である人、自立訓練又は就労移行支援を受け、入所させながら自立訓練又は就労移行支援を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人が対象となります。

グループホーム等の地域生活への移行や新たな施設入所者を考慮し、見込量を設定します。

図表5-25 施設入所支援の見込量

(月間)

						(/기円/
	第6期計画			第7期計画		
施設入所支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (4~7月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込利用人数 (人)	158	157	156	151	151	151
実績利用人数 (人)	155	153	152	_	_	_

(2) 居住系サービスの確保の方策

地域での生活を望む障がい者に対して、グループホームは重要な社会資源の ひとつです。地域住民との交流を図りながら、適切な日常生活上の援護や自立 生活への助長が図れるよう支援するとともに、地域の実情を考慮しながら、必 要な方にサービス提供できるよう取り組みます。



6. 相談支援の見込量と確保の方策

(1) 相談支援の見込量

相談支援のうち、「計画相談支援」は、障がい福祉サービスの利用に当たり、 サービス等利用計画を通じて障がい福祉サービスの支給決定時からのケアマネ ジメントを実施し、さらに一定期間ごとのモニタリングを行うことで、障がい 者の抱える課題の解決を図るサービスです。

また、施設・精神科病院に入所・入院している障がい者を地域生活に移行するための「地域移行支援」、さらに地域生活を継続するための「地域定着支援」により、地域での生活を希望する精神障がい者を支援します。

栃木県保健医療計画における長期入院精神障がい者の地域移行のための基盤 整備も考慮し、相談支援の充実を図ります。

図表5-26 相談支援の見込量

(月間)

計画相談支援		第6期計画		第7期計画			
地域移行支援地域定着支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (4~7月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
計画相談支援 利用見込人数(人)	155	160	165	225	235	245	
計画相談支援 実績人数(人)	174	202	206	-	ı	1	
地域移行支援 利用見込人数(人)	3	4	5	1	2	3	
地域移行支援 実績人数(人)	1	1	2	_	ı	1	
地域定着支援 利用見込人数(人)	3	4	5	1	2	3	
地域定着支援 実績人数(人)	0	0	0	_	_		

(2)相談支援の確保の方策

計画相談支援の充実を図るためには、相談支援専門員の確保が重要であることから、相談支援専門員養成研修受講者を積極的に推薦していきます。

また、地域移行支援・地域定着支援の利用を促進するため、指定一般相談支援事業者による支援だけでなく、ピアサポーターや地域の様々な社会資源を活用し、多方面から支援する体制づくりに努めます。



7. 障がい児通所支援の見込量と確保の方策

(1) 障がい児通所支援の見込量

障がい児に対する支援は、平成24年度から児童福祉法に位置付けられています。これまでの利用状況をみると、サービス提供事業所数の伸びを反映し、実績サービス量・実績利用人数ともに増加傾向にあります。今後も、利用者のニーズが高いことから、サービス量が増加していくものと考えて、見込量を設定します。

① 児童発達支援

「児童発達支援」は、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行うものです。

事業所数の増加に伴い、療育の必要な児童の利用を考慮し、見込量を設定 します。

図表5-27 児童発達支援の見込量

(月間)

		第6期計画		第7期計画			
児童発達支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (4~7月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
見込サービス量 (人日)	820	840	860	1,200	1,250	1,300	
実績サービス量 (人日)	850	972	1,097				
見込利用人数 (人)	205	210	215	265	270	275	
実績利用人数 (人)	221	251	252	_	_		

② 医療型児童発達支援

「医療型児童発達支援」は、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児を対象に、児童 発達支援及び治療を行うものです。



③ 居宅訪問型児童発達支援

「居宅訪問型児童発達支援」は、人工呼吸器を装着している状態その他の 日常生活を営むために医療を要するなど、重度の障がいの状態にあり、児童 発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外 出することが著しく困難であると認められた障がい児に対し、居宅を訪問し、 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応 訓練その他必要な支援を行うものです。

児童発達支援等を受けるための外出が困難な児童への支援を考慮し、見込量を設定します。

図表5-28 居宅訪問型児童発達支援の見込量

		第2期計画		第3期計画		
居宅訪問型 児童発達支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (4~7月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込サービス量 (人日)	10	10	10	5	5	5
実績サービス量 (人日)	0	0	0	-	_	_
見込利用人数 (人)	2	2	2	1	1	1
実績利用人数 (人)	0	0	0	_	_	_



④ 放課後等デイサービス

「放課後等デイサービス」は、就学児で、授業の終了後又は休業日に支援 が必要と認められた障がい児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、 社会との交流の促進その他必要な支援を行うものです。

事業所数が増加傾向にあることや、訓練等の必要な児童の利用を考慮し、 見込量を設定します。

図表5-29 放課後等デイサービスの見込量

		第2期計画			第3期計画			
放課後等デイサービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (4~7月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
見込サービス量 (人日)	2,720	2,760	2,800	4,400	4,560	4,720		
実績サービス量 (人日)	3,061	3,218	4,135	_	_	_		
見込利用人数 (人)	340	345	350	550	570	590		
実績利用人数 (人)	403	441	523	_	_	_		



⑤ 保育所等訪問支援

「保育所等訪問支援」は、保育所等を利用中の児童で、保育所等において 専門的な支援が必要と認められた障がい児に対し、障がい児以外の児童との 集団生活への適応のための専門的支援その他必要な支援を行うものです。

事業所数や支援が必要な児童数の動向を考慮し、見込量を設定します。

図表5-30 保育所等訪問支援の見込量

(月間)

		第2期計画			第3期計画			
保育所等訪問支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (4~7月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
見込サービス量 (人日)	6	7	8	12	13	14		
実績サービス量 (人日)	4	10	16	l		_		
見込利用人数 (人)	6	7	8	12	13	14		
実績利用人数 (人)	4	10	16	_	_	_		

(2) 障がい児通所支援の確保の方策

障がい児通所支援の充実を図るため、保健、医療、保育、教育等の関係機関と連携し、障がい児が必要な療育等の支援を受けやすい環境づくりに努めます。 また、自立支援協議会などの協議の場においても、多様化するニーズの把握に努め、必要な支援が提供できるよう、事業所等における支援体制の一層の充実を図るための連携強化に取り組みます。



8. 障がい児相談支援の見込量と確保の方策

(1) 障がい児相談支援の見込量

「障がい児相談支援」は、障がい児通所支援を利用する際に、障がい児支援利用計画を通じてサービスの支給決定時からケアマネジメントを実施し、さらに一定期間ごとのモニタリングを行うことで、障がい児の抱える課題の解決を図るものです。

障がい児通所支援サービスを利用する児童数の見込を勘案し、障がい児相談 支援の見込量を設定します。

図表5-31 障がい児相談支援の見込量

(月間)

障がい児相談支援	第2期計画			第3期計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (4~7月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
見込利用人数 (人)	120	130	140	200	210	220	
実績利用人数 (人)	117	119	192		_	_	

(2)障がい児相談支援の確保の方策

計画相談支援と同様、障がい児相談支援の充実を図るためには、相談支援専門員の確保が重要であることから、相談支援専門員養成研修受講者を積極的に推薦していきます。

また、支援の充実を図るため、医療的ケア児に対するコーディネーターと相談支援専門員との連携体制を強化します。



9. 地域生活支援事業

地域生活支援事業については、各事業の利用実績に基づき、実施見込みの有無や 見込量を設定します。

(1) 理解促進研修・啓発事業の実施見込みと確保の方策

「理解促進研修・啓発事業」は、障がい者等が日常生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会を実現するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民へ働きかけを強化する事業です。

障がい者の地域生活への移行などを進めていく上で必要不可欠なことであり、 広報紙等を活用し、多くの市民を対象に実施するよう努めます。

	第6期計画実績			第7期計画見込み			
	区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

図表5-32 理解促進研修・啓発事業の実施見込み

(2) 自発的活動支援事業の実施見込みと確保の方策

「自発的活動支援事業」は、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を 営むことができるようにするため、障がい者等、その家族、地域住民等による 地域における自主的な取組を支援する事業です。

自発的な取組を支援するものですが、多くの障がい者等やその家族、地域住 民等が事業に関わるよう努めます。

	第6期計画実績			第7期計画見込み		
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施

図表5-33 自発的活動支援事業の実施見込み



(3) 相談支援事業の実施見込みと確保の方策

「相談支援事業」は、障がい者等及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行う事業です。

相談支援事業を適切に実施していくためには、自立支援協議会による中立・公平な視点を確保する観点から、市が委託した相談支援事業者の運営評価等を実施し、具体的な困難事例への対応のあり方についての指導・助言、地域の関係機関等のネットワークの構築などについて継続して協議することが求められます。

第7期計画においても、引き続きこれらの事業を継続して、障がい者等及び 家族からの相談への対応や、積極的な周知による事業の有効な活用に努めます。

第6期計画実績 第7期計画見込み 区分 令和3年度|令和4年度|令和5年度|令和6年度|令和7年度|令和8年度 (見込み) 障害者相談支援事業 2 2 2 2 2 2 (実施箇所数) 基幹相談支援センター 設置 設置 設置 設置 設置 設置 基幹相談支援センター 等機能強化事業 実施 実施 実施 実施 実施 実施 (専門職員配置) 住宅入居等支援事業 実施 実施 実施 実施 実施 実施

図表5-34 相談支援事業の見込み



(4) 成年後見制度利用支援事業の見込量と確保の方策

「成年後見制度利用支援事業」は、成年後見制度を利用することが有用であると認められるが、申立人がいない知的障がい者又は精神障がい者に対し、市長申立をすることにより成年後見制度の利用を支援し、障がい者の権利擁護を図ることを目的とする事業です。

知的障がい者又は精神障がい者の地域生活への移行などを進めていく上で重要な制度であり、権利擁護の観点から関係機関などと連携しながら、支援対象者の把握に努めます。

図表5-35 成年後見制度利用支援事業の見込量

単位:人

	第	第6期計画実績			第7期計画見込み			
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
成年後見制度に関する 市長申立件数	3	0	0	2	2	2		
後見人等の報酬の補助 件数	0	1	1	1	1	1		

(5) 成年後見制度法人後見支援事業の実施見込みと確保の方策

「成年後見制度法人後見支援事業」は、成年後見制度における後見等の業務 を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後 見人の活用も含めた法人後見の活動を支援するものです。

成年後見制度を普及させるために、法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等に対して必要な支援ができるよう、制度の周知を図り利用促進に努めます。

図表5-36 成年後見制度法人後見支援事業の実施見込み

区分	第6期計画実績			第7期計画見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見 支援事業	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施



(6) 意思疎通支援事業の見込量と確保の方策

「意思疎通支援事業」は、聴覚、音声又は言語機能障がい等により意思疎通 を図ることに支障がある障がい児・者に対し、意思疎通を図るため仲介する手 話通訳者又は要約筆記者の派遣を行うことにより、地域における自立生活及び 社会参加を促進するものです。

手話通訳者又は要約筆記者の派遣は、各年度とも一定の利用実績があります。 聴覚障がいや音声・言語機能障がい等により情報の取得が困難な人が、日常 生活の中で的確に情報提供を受けられるよう利用促進します。

図表5-37 意思疎通支援事業の見込量

単位:件、人

	第6期計画実績			第7期計画見込み			
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業実利用件数	128	144	112	120	120	120	
手話通訳者設置事業 実設置人数	1	1	1	1	1	1	



(7)日常生活用具給付等事業の見込量と確保の方策

「日常生活用具給付等事業」は、障がい児・者に対し、日常生活用具の給付 又は貸与等を行うことにより、日常生活上の便宜を図るものです。

特に「排泄管理支援用具」の利用実績は多く、引き続き利用の増加が見込まれます。

在宅の障がい者の日常生活の便宜を図るため、今後も制度の周知を図りながら一層の利用促進に努めます。

図表5-38 日常生活用具給付等事業の見込量

単位:件

	第	86期計画実統	績	第7期計画見込み			
給付区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護・訓練支援用具	11	7	2	10	10	10	
自立生活支援用具	13	7	12	10	10	10	
在宅療養等支援用具	10	9	6	10	10	10	
情報・意思疎通支援 用具	12	19	14	15	15	15	
排泄管理支援用具	2,781	2,873	3,212	3,000	3,050	3,100	
居宅生活動作補助 用具(住宅改修費)	4	5	6	5	5	5	



(8) 手話奉仕員養成研修事業の見込量と確保の方策

「手話奉仕員養成研修事業」は、手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙 及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある聴 覚障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する ものです。

養成研修修了者は本人の承諾を得て奉仕員として登録することを目標としています。また、養成講習により多くの市民が参加するよう、積極的な広報活動等の実施に努めます。

図表5-39 手話奉仕員養成研修事業の見込量

単位:人

	第6期計画実績			第7期計画見込み			
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
研修修了者数	0	26	31	30	30	30	
登録者数	14	14	13	13	13	13	

令和5年度見込みは、4~9月の実績より試算

(9) 移動支援事業の見込量と確保の方策

「移動支援事業」は、障がい者にとって社会生活上必要不可欠な外出や余暇 活動等の社会参加のための外出の際に、移動介護を行うものです。

障がい者が積極的に社会に参画できる手段として、利用者の状況に応じた柔軟な形態で実施すること等を含めて、引き続き移動支援事業を実施します。

図表5-40 移動支援事業の見込量

単位:人、時間

	第6期計画実績			第7期計画見込み					
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
実利用人	数	54	65	51	60	60	60		
延べ利用	時間数	1,918	2,722	3,014	3,100	3,100	3,100		



(10) 地域活動支援センターの見込量と確保の方策

「地域活動支援センター」は、障がい者等を対象に、創作的活動・生産活動 の機会の提供、社会との交流の促進等、地域の実情に応じて柔軟に事業を実施 するものです。

障がい者の地域生活の場、社会参加の場として認知が進んだことを背景に、 利用実績は安定しています。

引き続き、近隣の市町とも連携しながら事業の確保を図ります。

図表5-41 地域活動支援センターの見込量

単位:か所、人

区分		第	56期計画実統	績	第7期計画見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
中华色飞粉	(市内)	1	1	1	1	1	1	
実施箇所数	(市外)	2	2	2	2	2	2	
壬山田→米 加	(市内)	57	65	49	60	60	60	
利用者数	(市外)	13	16	9	10	10	10	

令和5年度見込みは、4~9月の実績より試算

※ 関連する市町村名 足利市



(11) その他の事業の見込量

その他の事業として、引き続き「福祉ホーム事業」「訪問入浴サービス事業」 「生活訓練等事業」「日中一時支援事業」「要約筆記奉仕員・点訳奉仕員養成研 修事業」「スポーツ・レクリエーション教室等開催事業」「自動車改造費用助成 事業」を実施します。

図表5-42 その他事業の見込量

単位:人、日、件

事業区分		第6期計画実績		第7期計画見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム事業 実利用人数		5	5	6	6	6	6
訪問入浴サービス事業 実利用人数		4	5	6	6	6	6
生活訓練等事業 実参加人数		27	35	30	35	35	35
日中一時	実利用人数	162	136	140	140	140	140
支援事業	延べ利用日数	8,705	8,137	9,234	9,300	9,300	9,300
要約筆記奉仕員· 点訳奉仕員 養成研修事業受講者数		0	17	10	10	10	10
スポーツ・レクリエー ション教室等開催事業 実参加人数		0	21	17	20	20	20
自動車改造費用助成 事業助成件数		0	1	1	2	2	2















第6章 計画の推進に向けて















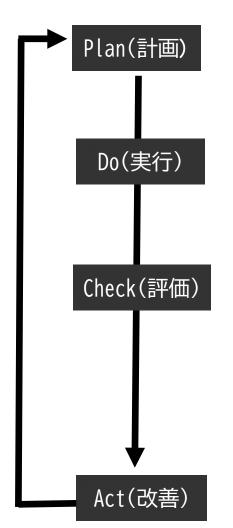
第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進方法

「障がい者計画」の各施策については、栃木県及び近隣自治体との調整を図り、より効果的・効率的にサービスを提供できるよう、関係各課との連携を強化して整備・充実に努めます。また、国・県に対しては、必要な行財政上の措置を要請するとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

また、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」については「国の基本指針」に基づき、PDCAサイクルによる進行管理を行いながら、必要に応じて事業の取組を見直します。

図表6-1 PDCAサイクルによる評価等



「国の基本指針」に即して成果目標及び活動 指標を設定するとともに、障がい福祉サービ ス、障がい児通所支援等の見込量の設定やそ の他確保方策等を定める。

計画の内容を踏まえ、事業を実施する。

- ①成果目標及び活動指標については、少なくとも年1回はその実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、中間評価として分析・評価を行う。
- ②中間評価の際には、自立支援協議会の意見を聴くとともに、その結果について公表することも検討する。
- ③成果指標については、実績を把握して、達成状況等の分析・評価を行う。

中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認 めるときは、事業の取組の見直し等を実施す る。



2. 計画の推進体制

「障がい者計画」については、庁内関係各課と緊密な連携を図り、全庁的に各種施策を展開します。

「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」については、自立支援協議会の評価に基づいて、PDCAのサイクルにより事業の進捗状況等の評価及び課題事項の検討等を行い、必要に応じて事業の取組の見直し等を実施します。

佐野市自立支援協議会 庁 内 計画の進捗状況の評価 事務局 及び課題事項の検討 佐野市自立支援協議会幹事会 評価・課題 関 事項の検討 計画の課題事項の検討 係 障が 各 佐野市障がい者福祉計画等策定委員会 J١ 課 計画素案の作成 福祉課 計画素案に対する策定懇談会からの 意見を検討し計画の原案を作成 計画策定に あたっての 検討 佐野市障がい者福祉計画等策定懇談会 策定委員会が作成する計画素案 連携・協働 に対する意見を集約 国・栃木県・関連自治体

図表6-2 計画の推進体制



資料編















資料編

1. 佐野市障がい者福祉計画等策定委員会設置要綱

令和元年8月22日 訓令第17号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく佐野市障がい者福祉計画並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定に基づく佐野市障がい児福祉計画(以下「障がい者福祉計画等」という。)を策定するため、佐野市障がい者福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 障がい者福祉計画等の素案の作成に関すること。
 - (2) 佐野市障がい者福祉計画等策定懇談会設置要綱(令和元年佐野市告示第179号) 第1条に規定する佐野市障がい者福祉計画等策定懇談会からの前号の障がい者福祉 計画等の素案に対する意見を検討し、障がい者福祉計画等の原案を作成すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、障がい者福祉計画等の策定に関し必要があると認める事務

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長はこども福祉部長を、副委員長は障がい福祉課長を、委員は別表に掲げる職員 をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、その 意見又は説明を聴くことができる。



(庶務)

第6条 委員会の庶務は、こども福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日訓令第16号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月28日訓令第4号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年8月26日訓令第14号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月31日訓令第6号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

政策調整課長 危機管理課長 人事課長 市民生活課長 人権・男女共同参画課長 社会福祉課長 こども課長 家庭児童相談課長 保育課長 いきいき高齢課長 健康増進課長 産業政策課長 スポーツ推進課長 都市計画課長 学校管理課長 学校教育課長 教育センター所長 生涯学習課長



2. 佐野市障がい者福祉計画等策定懇談会設置要綱

令和元年8月22日 告示第179号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく佐野市障がい者福祉計画並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定に基づく佐野市障がい児福祉計画(以下「障がい者福祉計画等」という。)の策定に当たり、その素案に関し意見を聴くため、佐野市障がい者福祉計画等策定懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 懇談会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 佐野市障がい者福祉計画等策定委員会設置要綱(令和元年佐野市訓令第17号) 第1条に規定する佐野市障がい者福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。) が作成する障がい者福祉計画等の素案に関し意見を述べること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要があると認める事務 (組織)
- 第3条 懇談会は、委員25人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 障がい者関係団体の推薦を受けた者
 - (3) 保健、医療又は福祉に関係する団体(障がい者関係団体を除く。)の推薦を受けた者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める者 (任期)
- 第4条 委員の任期は、障がい者福祉計画等が策定される日までとする。
- 2 市長は、前条第2項第2号及び第3号の規定に該当する委員が推薦を受けた団体を脱退したときは、その委員を解嘱することができる。



(会長及び副会長)

- 第5条 懇談会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、こども福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。



3. 佐野市障がい者福祉計画等策定懇談会委員名簿

◎:会長、○:副会長、()内は前任者名

No.	選任区分	団体名等	職名		氏名
1	学識経験者	佐野日本大学短期大学	准 教 授	◎久 保	由佳
2		佐野市肢体不自由児者父母の会	会 長	佐瀬	弘 美
3		佐野市視覚障がい者鳩の会	会 長	大 月	昇 一
4		佐野市聴覚障害者協会	総務部長	小林	廣道
5		佐野市手をつなぐ育成会	会 長	小幡	玲 子
6	── 6	佐野精神保健福祉会	会 長	船渡川	政 義
7	受けた者	(福)とちのみ会	フロム浅沼施設長	島田	泰利
8		(福)ブローニュの森	理事長	海發	規夫
9		(福)愛光園	理事長	川俣	惠一
10		栃木県立足利特別支援学校PTA	保護者	飛 田	奈央子
11		栃木県立足利中央特別支援学校PTA	顧問	粟田	恭子
12		(一社)佐野市医師会	常任理事	小貫	範 夫
13		佐野市町会長連合会	理事	岡 田 (久 村	清 純 二)
14	保健、医療又は 福祉に関係	佐野市民生委員児童委員協議会	理事	大 貫 (木 村	德 一 元)
15	する団体の 推薦を受けた者	佐野市ボランティア協会	災害対策部長	〇片 柳	栄
16		(福)佐野市社会福祉協議会	常務理事	松本	仁
17		佐野シニアクラブ連合会	副会長	小林	チイ子
18	関係行政 機関職員	佐野公共職業安定所	所 長	赤 羽 (岩 﨑	克 仁 三千江)
19		栃木県安足健康福祉センター	所 長	工 藤 (塚 田	香 織 三 夫)
20		佐野市立小・中学校長会	会 長	須 藤 (島 田	誠 治 悦 男)



4. 佐野市自立支援協議会設置要綱

平成19年11月22日 告示第224号

(設置)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第89条の3第1項の規定に基づき、本市における相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉の連携及び支援体制について協議するため、佐野市自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 地域の関係機関等のネットワークの構築に関すること。
 - (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
 - (3) 地域の社会資源の活用に関すること。
 - (4) 相談支援事業者の運営等の評価に関すること。
 - (5) 佐野市障がい者福祉計画及び佐野市障がい児福祉計画の推進を図るための評価 に関すること。
 - (6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づく本市における障がいを理由とする差別を解消するための取組に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要があると認める事項 (組織)
- 第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 障がい者関係団体の推薦を受けた者
 - (3) 保健、医療又は福祉に関する団体の推薦を受けた者
 - (4) 教育又は雇用に関する団体の推薦を受けた者
 - (5) 地域連携又は社会貢献に関する団体の推薦を受けた者
 - (6) 指定相談支援事業者
 - (7) 指定障害福祉サービス事業者
 - (8) 関係行政機関の職員
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営上必要があると認める者



(任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 (幹事会)
- 第7条 協議会は、所掌事項の取扱いについて調整するため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、委員16人以内をもって組織する。
- 3 幹事会に属すべき委員は、第3条第2項第3号、第4号及び第6号から第9号までに 掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 第4条の規定は、前項の委員について準用する。
- 5 幹事会に幹事長及び副幹事長1人を置き、当該幹事会に属する委員の互選によりこれらを定める。
- 6 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。
- 7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、 その職務を代理する。
- 8 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。 (委員以外の者の出席)
- 第8条 協議会及び幹事会は、必要があると認めるときは、協議会及び幹事会の会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

- 第9条 協議会及び幹事会の庶務は、こども福祉部障がい福祉課において処理する。 (その他)
- 第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。



附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる協議会及び幹事会の 会議は、第6条第1項及び第7条第8項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成21年3月26日告示第72号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日告示第86号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第84号)

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(佐野市障がい者相談支援事業実施要綱の一部改正)

2 佐野市障がい者相談支援事業実施要綱(平成18年佐野市告示第184号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成24年6月18日告示第158号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第87号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月23日告示第168号)

この告示は、平成28年6月24日から施行する。

附 則(平成30年5月15日告示第140号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和4年12月23日告示第262号)

この告示は、告示の日から施行する。



5. 佐野市自立支援協議会委員名簿

◎:会長、○:副会長

No.	選任区分	団体名等	○ : 会長、〇 : a 職名 委員氏		<u>副会</u> 氏名	Х	
1	学識経験者	佐野日本大学短期大学	准 教 授	◎佐	藤	佳	子
2	── 3 ── 障がい者関係	佐野市肢体不自由児者父母の会	会 長	佐	瀨	弘	美
3		佐野市視覚障がい者鳩の会	副会長	亀	Щ	秀	明
4		佐野市聴覚障害者協会	会 長	関	П	稔	之
5	文1772省	佐野市手をつなぐ育成会	会 長	小	幡	玲	子
6		佐野精神保健福祉会	会 長	船渡	₹JI	政	義
7	保健、医療又は	(一社)佐野市医師会	柳川小児科医院副院長	柳	Ш	悦	子
8	福祉に関係 する団体の	佐野市民生委員児童委員協議会	副会長	中	田		稔
9	推薦を受けた者	佐野市ボランティア協会	会 長	廣	瀬	幹	雄
10		佐野市立小・中学校長会	葛生義務教育学校長	亀	田	哲	夫
11	_ 雇用に関係 する団体の 推薦を受けた者 	栃木県立足利特別支援学校	主幹教諭	鈴	木		勉
12		栃木県立足利中央特別支援学校	主幹教諭	菅	沼	真	弓
13		佐野市幼稚園連合会	育成館幼稚園 副園長	荒	居	ひろ	5子
14		佐野公共職業安定所	所 長	赤	羽	克	仁
15		佐野商工会議所	業務課長	千金	楽	正	博
16		佐野市町会長連合会	理事	岡	田		清
17	地域連携又は社会貢献に関係	佐野市子ども会連合会	理事	谷	村		耕
18	一	佐野シニアクラブ連合会	女性委員会代表	津布	久	トシ	子
19		(一社)佐野青年会議所	専務理事	黒	須	健大	朗
20	指定相談支援 事業者	(福)とちのみ会	常務理事	○髙	澤	茂	夫
21		(福)ブローニュの森	理事長	海	發	規	夫
22	指定障害福祉	(福)佐野市社会福祉協議会	事務局長	池	沢	隆	夫
23	サービス事業者 	(福)愛光園	理事長	Ш	俣	惠	_
24	関係行政機関職員	栃木県安足健康福祉センター	所 長	エ	藤	香	織



6. 計画の策定経過

【令和4年度】

期日	実施項目	主な内容
10月25日	第1回策定委員会	・佐野市障がい者福祉計画等の概要・策定スケジュールについて ・障がい者手帳所持者数等の状況について ・障がい者等を対象とする実態調査(アンケート) の実施について
11月16日	第1回策定懇談会	・佐野市障がい者福祉計画等の概要・策定スケジュールについて ・障がい者手帳所持者数等の状況について ・障がい者等を対象とする実態調査(アンケート) の実施について ・今後の予定について
12月15日~	障がい児・者を対象とした	
1月13日	実態調査実施	

【令和5年度】

(
期日	実施項目	主な内容				
7月18日	第2回策定委員会	・計画策定に向けての地域課題・計画の基本的な考え方について・計画の骨子について・今後の予定について				
8月 4日	第2回策定懇談会	・計画策定に向けての地域課題・計画の基本的な考え方について・計画の骨子について・今後の予定について				
8月31日~ 9月21日	第3回策定委員会 (書面会議)	・第7期佐野市障がい者福祉計画・第3期佐野市障がい児福祉計画の素案について				
9月22日	第3回策定懇談会	・第7期佐野市障がい者福祉計画・第3期佐野市障がい児福祉計画の素案について				
10月12日	第4回策定委員会	・第7期佐野市障がい者福祉計画・第3期佐野市障がい児福祉計画の原案について				
1月 4日~ 2月 5日	パブリック・コメント	・市ホームページ、各庁舎で縦覧				



7. 用語解説

【か・カ行】

▼筋萎縮性側索硬化症(ALS)(93ページ)

手足、のど、舌の筋肉や呼吸に必要な筋肉がだんだんやせて力がなくなってい く病気。国の難病に指定。

▼ケアマネジメント(110、115ページ)

保健・医療・福祉の専門家や機関が相互に協力し合い、総合的な福祉サービス を施すこと。

▼高次脳機能障がい(47、49、94、104、105、106、108ページ)

頭部外傷、脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、注意 障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいが生じ、これに起因して、日常生活・ 社会生活への適応が困難となる障がい。

【さ・サ行】

▼重症心身障がい(21、47、51、87、93 ページ)

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態をいう。

▼自立支援協議会(46、48、49、57、70、71、73、87、88、89、106、114、117、

127、128、136、139 ページ)

相談支援事業をはじめとする、地域の障がい福祉の連携、支援体制及び差別解消についての協議をする場として、障がいのある方などを中心として障がい者関係団体、地域で支援されている様々な関係機関の連携による組織。

▼スクーリング・サポート(74、76ページ)

不登校児童・生徒の早期発見・早期対応などの支援。

▼成年後見制度(28、29、41、47、57、64、118ページ)

障がいや認知症等のため判断能力が不十分な人に対して、裁判所の裁定に基づき、成年後見人が契約や財産管理、身上監護等の法律行為全般を行い、社会制度の中で不利益を被らないように支援する制度。



【た・夕行】

▼地域共生社会(47、56ページ)

制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

▼地域生活支援拠点等(20、47、57、59、69、84 ページ)

障がい者の重症化・高齢化や「親なき後」を見据え、相談、体験の機会、緊急 時の対応等の必要な機能を備え、障がい児・者が住み慣れた地域で安心して暮ら していけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組み。

▼特別支援学校(42、44、77、94、99、106、135、139ページ)

発達障がい等を含めた障がいのある児童生徒一人ひとりに対して、教育的ニーズに応じた支援を行う学校。

なお、特別支援教育は、幼稚園、小・中・高校等の支援を行い、地域や学校で 総合的で全体的な配慮と支援をしていくものとされている。

【な・ナ行】

▼難病(3、18、34、41、71 ページ)

特定の疾患群を指す医学用語ではないが、厚生労働省の定めた「難病対策要綱」では、以下のように定義されている。

- ①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない 疾病。
- ②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。

▼NET119·FAX119(66 ページ)

聴覚や言語の障がいにより119番通報が困難な方が、携帯電話やスマートフォンのWeb機能を使い119番通報ができるシステム。佐野市消防本部で運用している。

▼ノーマライゼーション(48、65ページ)

障がい者、高齢者等の社会的・福祉的な支援を必要とする人を区別することなく、すべての人が社会の一員として自然に共生できるような社会基盤を整えていこうとする考え方のこと。



【は・ハ行】

▼発達障がい(47、49、59、77ページ)

脳機能の障がいによる症状が、通常低年齢において発現するものをいう。発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、LD(学習障がい)、ADHD(注意欠陥/多動性障がい)等と定義している。

- ◇アスペルガー症候群…自閉症の一種。知能と言語の発達は保たれているが、 対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい及び行動と興味の範囲が限 局的で常同的である。
- ◇広汎性発達障がい…自閉症とアスペルガー症候群等の自閉症に近い特徴を 持つ発達障がいの総称。
- ▼バリアフリー(4、41、44、48、57、65、67、74ページ)

障がい者、高齢者等が、移動や施設を利用する上でバリア(障壁)となるものを取り除くことで生活しやすくしようという考え方のこと。現在では、物理的なバリア(障壁)以外に、社会的、制度的、心理的なバリア(障壁)を取り除く意味でも用いられている。

▼ピアサポーター(110ページ)

同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間として、体験を語り合い、 回復を目指す取組をするために支援する人。



【ま・マ行】

▼モニタリング(110、115ページ)

障がい福祉サービス・障がい児通所支援の提供内容が、利用者の状況に合っているか、適当かを判断し、サービス等利用計画・障がい児支援利用計画の適切化を図る仕組み。

【や・ヤ行】

▼ユニバーサルデザイン(65ページ)

障がいの有無、年齢、性別、国籍等に関わらず、あらゆる人々が利用しやすいようにデザインする考え方のこと。対象は、施設や製品にとどまらず、教育や文化、情報提供等に至るまで多岐にわたる。

▼要約筆記(29、33、68、119、123ページ)

聴覚障がい者に対して、話の内容をその場で要約し、ノート・スクリーン・パ ソコン等を通じて情報を伝える方法。

【ら・ラ行】

▼リハビリテーション(72、95ページ)

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な能力を発揮し、自立と参加を促すために行われる訓練のこと。単なる機能障がいの改善や維持だけでなく、障がい者が人間としての尊厳を回復するための精神的、職業的な復帰訓練を含めた「全人間的復権」という概念で用いられる。

▼療育(13、14、34、51、58、59、71、76、77、111、114ページ)

障がいのある子どもの治療と教育(保育)を意味する。障がいの軽減や障がいの進行予防、精神面における発達の援助、日常生活動作を身につけ社会性を発揮させる援助等を行うこと。



第7期佐野市障がい者福祉計画 第3期佐野市障がい児福祉計画

令和6(2024)年3月

発 行 佐野市

編 集 佐野市 こども福祉部 障がい福祉課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町 1番地

TEL: 0283-20-3025(直通) FAX: 0283-24-2708 E-mail syougaifukushi@city.sano.lg.jp U R L https://www.city.sano.lg.jp/















佐 野 市



佐野ブランドキャラクター **さのまる**